

## 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案 に対する意見公募の結果

令和5年10月18日  
原子力規制委員会

### 1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案（以下「改正案」という。）に関する意見（以下「提出意見」という。）等に対する考え方につき了承を諮るとともに、改正案の決定について付議するものである。

### 2. 経緯

これまで特定重大事故等対処施設及び自主対策設備（以下「特重施設等」という。）を緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の判断基準に含めることができるか「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において検討を実施してきた。

この検討に際しては、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く重大事故等発生時においても特定重大事故等対処施設を活用することを踏まえ<sup>1</sup>、一部の特重施設等のうち炉心損傷防止のために使用可能なものについて、EALの判断基準に含めることができるか否か整理を行ったところ。

令和5年度第25回原子力規制委員会（令和5年8月2日）において、整理結果を踏まえた改正案に対する意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

### 3. 意見公募の実施結果等

- (1) 期 間：令和5年8月3日から同年9月3日まで（32日間）
- (2) 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (3) 提出意見数：7件<sup>2</sup>

### 4. 提出意見等に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方を別紙1のとおり、提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見に対する考え方を別紙2のとおり了承いただきたい。

### 5. 改正案について（委員会決定事項）

別紙3から別紙5までに示す改正案のとおり改正する決定を行っていただきたい。

<sup>1</sup> 「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について―重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等―」（令和元年度第33回原子力規制委員会資料2）を参照。

<sup>2</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは5件であった。

## 6. 今後の予定

原子力災害対策指針<sup>3</sup>の一部を改正する告示及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則<sup>4</sup>の一部を改正する規則の施行日は、公布の日としたい。また、原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説<sup>5</sup>の一部改正の施行日は、原子力災害対策指針の一部を改正する告示の公布の日としたい。

また、今後、第7回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（令和2年9月1日）において、中長期的な課題とした「日本原燃株式会社再処理施設の審査状況を踏まえた再処理施設の蒸発乾固に係るEALの見直し」について議論を進めるとともに、「事故進展が非常に遅い場合を含めたEALの本来あるべき姿」について、改善すべき点の特定作業を継続的に進めることとする。

### 添付資料

- 別紙1 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に関する提出意見及び考え方（案）
- 別紙2 提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見及び考え方（案）
- 別紙3 原子力災害対策指針の一部を改正する告示（案）
- 別紙4 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 別紙5 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正について（案）
- 参考1 緊急時活動レベル（EAL）とは
- 参考2 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に対する意見募集の実施並びに相対的にリスクが小さい原子力施設等の事業者によるEALの見直しの結果報告（令和5年度第25回原子力規制委員会資料4）

<sup>3</sup> 原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号）

<sup>4</sup> 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

<sup>5</sup> 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第1707052号（平成29年7月5日原子力規制委員会決定））

## 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に関する提出意見及び考え方（案）

全面緊急事態に関する御意見		
No.	提出意見	考え方
1	全面緊急事態を判断するEALのBWRの1. 11は緊急時制御室を含む記載だが、PWRの2. 10は緊急時制御室を含まない記載なのは何故か。	<p>御指摘は、原子力災害対策指針の表2の1. 及び2. 中の「全面緊急事態を判断するEAL」に対するものと理解します。</p> <p>加圧水型軽水炉（PWR）に係る「全面緊急事態を判断するEAL」2. ⑩において、「緊急時制御室」の文言を記載していないのは、加圧水型軽水炉（PWR）の設備及び構造を踏まえた結果によるものです。</p> <p>具体的には、沸騰水型軽水炉（BWR）においては、原子炉制御室、原子炉制御室外操作盤室及び緊急時制御室の機能を比較した結果、緊急時制御室の機能に期待することで全面緊急事態を回避できることから、緊急時制御室をEALの判断基準に追加することと致しました。一方、加圧水型軽水炉（PWR）においては、プラント間の相違があることから、原子力災害対策指針ではなく各事業者防災業務計画に反映することとしました。</p> <p>「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、これらの沸騰水型軽水炉（BWR）と加圧水型軽水炉（PWR）の設備及び構造の相違点を踏まえた議論を行っておりますので、御参照ください。（令和5年3月20日第11回会合 資料1-3、令和5年4月28日第12回会合 資料1等）</p>
2	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準の沸騰水型軽水炉に係る原子炉の運転等のための施設	御指摘は、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（新旧対照表）」の1. 沸騰水型軽水炉（3）の全面緊急

(3)原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEALの「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」の改正案に反対します。私はPAZ圏に住んでいます。

「特定重大事故対処施設により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから全面緊急事態には該当しないこととなる」とありますが、特定重大事故対処施設の定義が示すように、特定重大事故対処施設は炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合や炉心の著しい損傷が発生する場合に使う施設です。

この施設を使う事態そのものが正に全面緊急事態すなわちPAZ住民全員に避難指示が出される事態です。特定重大事故対処施設により原子炉への注水がなされることの確認を待っている余裕はない事態です。特定重大事故対処施設があることを理由に避難指示が出されない、あるいは避難指示が遅れる場合があることなど、避難せねばならない住民にとっては認めるこ

事態を判断するEALである「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」に対するものと理解します。

特定重大事故等対処施設については、必ずしも、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第12号に定める「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合」に限定されることなく、炉心損傷防止のために活用可能な場合にも使用されます。

「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、炉心損傷を防止又は格納容器破損を防止するために使用できる設備について検討した結果、一部の特定重大事故等対処施設も、炉心損傷防止のために使用できることを確認できたことから、今回の改正案では、「特定重大事故等対処施設」を追加することにして

います。  
詳細につきましては、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」の資料を御参照ください。（令和5年3月20日第11回会合 資料1-7等）

原子力災害対策指針が示す「緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方」では、全面緊急事態は「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」とされており、1系統以上のDB設備、SA設備又は特定重大事故等対処施設により原子炉への注水がなされる場合

	<p>とができない事です。  住民避難に関して、机上で安易に考えている事が、今回の対応でも明白になりました。  原子力災害に対して、避難せねばならない住民の側からの視点で対応していただくことを強く願います。</p>	<p>は、炉心の冷却が可能なおことから、原子力災害対策指針が示す「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた」に当たらず、全面緊急事態には該当しないと考えます。  したがって、特定重大事故等対処施設を使用する場合であっても、「原子炉への注水がなされ、炉心の冷却が可能である」場合には、全面緊急事態に該当しないため、御指摘の「この施設を使う事態そのものがまさに全面緊急事態」に該当すると整理することはできません。  以上より、原案のとおりとします。</p>
3	<p>EAAL を判断する基準等の解説 新旧対照表 3 ページ  全面緊急事態を判断する EAAL 「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」について</p> <p>特定重大事故等対処施設は、規則によれば故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいうと定義されている。これによれば、特重施設を機能させる状況では、原子炉制御室、原子炉制御室外操作盤室は機能を喪失しているのであり、特重施設は原子炉制御室、原子炉制御室外操作盤室のバックアップ施設である。そのことから、</p>	<p>御指摘は、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（新旧対照表）」の1. 沸騰水型軽水炉（3）の全面緊急事態を判断する EAAL である「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」及び「原子炉制御室等に関する異常」に対するものと理解します。  特定重大事故等対処施設については、必ずしも、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第12号に定める「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合」に限定されることなく、炉心損傷防止のために活用可能な場合にも使用されます。  「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、炉心損傷を防止又は格納容器破損を防止するために使用できる設備について検討した結果、一部の特定重大事故等対処施設も、炉</p>

<p>事故対応拠点を特重施設に移した段階で、全面緊急事態とすべきである。</p>	<p>心損傷防止のために使用できることを確認できたことから、今回の改正案では、「特定重大事故等対処施設」を追加することになっています。</p> <p>詳細につきましては、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」の資料を御参照ください。（令和5年3月20日第11回会合 資料1-7等）</p> <p>また、EALを判断する各事象は独立した形で定められており、全面緊急事態に該当するの可否については、事象ごとに判断を行うことになっています。</p> <p>御指摘の「原子炉制御室、原子炉制御室外操作盤室は機能を喪失している」状況とは、全面緊急事態を判断するEALの一つとして定められている「原子炉制御室等に関する異常」に記載されている状況のことを指していると思われませんが、「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」と「原子炉制御室等に関する異常」は、それぞれ個別に該当の有無が判断されます。</p> <p>したがって、沸騰水型軽水炉（BWR）の特定重大事故等対処施設により原子炉への注水がなされる場合は、「原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）」に記載されている全面緊急事態には該当しないものと判断することになります。</p> <p>そして、原子炉に異常が無い場合であっても、原子炉制御室が使用できない状況の下で、原子炉制御室外操作盤室又は沸騰水型軽水炉（BWR）の特定重大事故等対処施設である緊急時制御室が使用できなくなる場合は、「原子炉制御室等に関する異常」に記載されている全面緊急事態に該当するものと判断することになります。</p>
--	--

	<p>EAL でそのように整理して記載すれば、避難指示や屋内退避指示も原発で起きている異常事態に即応でき、情報の錯そうや混乱を最小限にとどめることにつながる。特重施設が機能することで、炉心損傷を遅らせたり、回避できるのであれば、そのことで生じる時間の猶予は周辺住民の防護を徹底できる時間ととらえることができる。</p> <p>したがって、「なお、1系統以上のDB設備、SA設備」に続く「又は特定重大事故等対処施設により」を削除すべきである。</p>	<p>仮に御指摘を踏まえて「又は特定重大事故等対処施設により」という文言を削除した場合、特定重大事故等対処施設による原子炉への注水がなされ、原子炉の冷却が可能である場合であっても、全面緊急事態に該当することになるため、原子力災害対策指針が示す全面緊急事態の定義と整合しなくなります。</p> <p>すなわち、原子力災害対策指針が示す「緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方」では、全面緊急事態は「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」とされており、1系統以上のDB設備、SA設備又は特定重大事故等対処施設により原子炉への注水がなされる場合は、炉心の冷却が可能なことから、原子力災害対策指針が示す「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた」に当たらず、全面緊急事態には該当しないと考えます。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p>
4	<p>EAL を判断する基準等の解説（新旧対照表）」（9ページ）</p> <p>施設敷地緊急事態を判断する EAL「原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用」について</p> <p>ここでいう原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用は、炉心損傷前の使用を意図していると思われるが、格納容器内の気体を環境に放出するのであることをもってすれば、万一の場合の放射性物質放出による周辺住民</p>	<p>御指摘は、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（新旧対照表）」の1. 沸騰水型軽水炉（2）の施設敷地緊急事態を判断する EAL である「原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用」に対するものと理解します。</p> <p>EAL を判断する各事象は独立した形で定められており、警戒事態に該当するの否か、施設敷地緊急事態に該当するの否か、又は全面緊急事態に該当するの否かについては、事象ごとに判断を行うことになっています。</p>

	<p>の被ばくを避けるために、原子炉格納容器圧力逃がし装置使用を決めた時点で全面緊急事態とすべきである。</p>	<p>御指摘の「格納容器内の気体を環境に放出する」ことに関する EAL は、御指摘の「原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用」ではなく、それとは別の全面緊急事態を判断する EAL の一つとして定められている「放射線量等の検出」において判断することになります。</p> <p>具体的には、原子炉格納容器圧力逃がし装置を炉心損傷前に使用する際には、格納容器内雰囲気放射性物質が十分に小さいことを確認して実施されますが、万が一、原子力事業所の区域の境界付近等において原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合は、全面緊急事態に該当します。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p>
--	--	--

その他、形式面に関する御意見		
No.	提出意見	考え方
1	<p>告示案 P4「緊急時制御室が使用できなくなること、又は」について、名詞を列記する場合「又は」の前に読点は不要ではないか。（P5 等において同様）</p>	<p>御指摘は、原子力災害対策指針の一部を改正する告示案 4 ページ等の「緊急時制御室が使用できなくなること、又は」に対するものと理解します。</p> <p>「とき」や「こと」の後の「、」については、明確に定めたものではなく、「、」を打つものと打たないものがあります。</p> <p>改正案においては、読みやすさの観点から「、」を打っており、原案のとおりとします。</p>



<p>2</p>	<p>保安規定の定義規定の削除を進めていることが、定義が不要とは思えない為、不要である理由の説明をして下さい。</p> <p>自主対策設備を考慮した EAL 改正を進めていることが、自主対策設備との文言は改正文案に示されない為、どの文面から自主対策設備と読み取れるか不明なため該当文面を示して下さい。又、自主対策設備の機能が災害対策上有効か不明な状態だと、避難等の判断に影響を及ぼすことから、予め国が災害対策上有効である事の検査した上で利用される必要がある為、自主対策設備の位置づけを整理して下さい。</p>	<p>御指摘は、原子力災害対策指針の一部を改正する告示案 2 ページに対するものと理解します。</p> <p>今回の改正案において、「保安規定」の定義を削除するのは、現行の原子力災害対策指針の「前文」の「＜定義＞」という項目において、「本指針において使用する用語は、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（…（略）…）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（…（略）…）において使用する用語の例による」ことが記載されており、現行の原子力災害対策指針では、重複して「保安規定」を定義していたためです。</p> <p>実際に重大事故等が発生した際には、炉心損傷を防止又は格納容器破損を防止するために使用可能な設備は使用して事故への対処に当たるため、あらかじめ特定重大事故等対処施設及び自主対策設備の性能等を確認し要件を満たすものを EAL の判断において考慮する設備としています。</p> <p>「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、炉心損傷を防止又は格納容器破損を防止するために使用する設備を EAL の見直しの対象とし、自主対策設備も含め採否を検討しました。採否結果の詳細につきましては、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」の資料を御参照ください。（令和 5 年 3 月 20 日第 11 回会合 資料 1-7 等）</p> <p>今後、原子力規制委員会に、特定重大事故等対処施設及び自主対策設備の EAL への反映に伴う原子力事業者防災業務計画の修正の届出があった際には、適切に確認してまいります。</p>
----------	--	--

3	<p>当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合というのを読むと、まるで基準に違反した施設を除外しているようにも読める。審査に合格していない施設を意図しているのだろうかけれど、これだけ読んでよく分からない。</p>	<p>御指摘の原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第14条のイ及びロ並びに原子力災害対策指針の表2の1. 及び2. の括弧内の文言については、新規制基準への適合性が確認されていない施設を除くことを意味しています。</p> <p>新規制基準への適合性が確認された沸騰水型軽水炉（BWR）及び加圧水型軽水炉（PWR）のみを対象としていることを正確に記載するため、現行の表現を採用しています。</p>
4	<p>なんで告示と規則で分けているのですか？ 関係の深いものならば、告示と規則に分けるような複雑な構成にせず一体化できるのではないのでしょうか？</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条に基づき、原子力事業者の原子力防災管理者は特定の事象が発生した際に通報の義務を負っており、通報すべき具体的な事象が政令や規則で定められています。</p> <p>一方、告示である原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて緊急事態を3つの区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に分けており、原子力事業者は、これらの区分に該当するか否かを原子力事業者自身が判断するための基準として、告示が示すEALの枠組みを踏まえて設定しています。</p> <p>このように、原子力事業者の通報義務を定めた規則と、EALの枠組みを定めた告示とで目的が異なっているため、告示と規則を分けて定めております。</p>

## 提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見及び考え方（案）

No.	提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見	考え方
1	地元住民の一刻も早い避難は、考えてないということでしょうか？	御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見と理解します。
2	福島で処理水が放出されたが、実害が出た時の緊急措置事態区分はあるのでしょうか？	今回の改正は、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」において、EAL の判断基準に特定重大事故等対処施設等
3	法律上小型モジュール炉の指針を設ける必要あり。 今後小型モジュール炉が界限で進められるため、建築の構想が練られる前に検討されて事前に法律上要求が決まっているべき。	を含めることができるか否か等の検討を行い、含めるとされた特定重大事故等対処施設等について所要の改正を行うものです。 引き続き、原子力災害対策の継続的改善に努めてまいります。
4	緊急事態の段階が分かり難く住民理解は困難。 専ら住民は原子力特有の区分に聞き馴染みはなく、施設敷地緊急事態＝多量の放射性物質が敷地で放出していると誤認をするなど、避難において必要以上の混乱を及ぼす可能性がある。避難情報に関するガイドラインの警戒レベルを参考に、緊急事態区分、運用上の介入レベルの各段階が何段階中の何か（各段階の最大レベルは何か）を瞬時に判別できる方式を構築することが急務である。 災害時のテレビの情報表示手法である L 字型画面で示せる情報量で、住民が事故のどの段階か判別できる様、広報の在り方を今後検討することを意見する。	
5	・提出意見は必ず掲載すること 本コメントは、今回の EAL に係る改定的前提となる原子力災害対策指針の基本に関わる点であり、被ばく防護体制の	

実効性を確認する上で必須の点であるから、かならず掲載すること。かつて放射線防護企画課は令和4年7月の指針の改定に際し、都合の悪いパブコメを「提出意見に該当しない」として掲載しなかったが、長官官房緊急事案対策室ではそのような悪しき前例を踏襲しないこと。(川崎さんを信頼しています。)

#### 1. 特重施設でも事故は防げない

本改定は、BWRのEAL判断基準に特重施設等を追加する改定であるが、資料4のP48以降によれば、特重施設等は、「冷却材の漏れい時に炉心の損傷を防止できる性能がなく」、「残留熱除去機能を用いても格納容器の圧力抑制機能の喪失を回避できず」、「原子炉容器内の水位が低下した場合に炉心露出を回避できない」ことから、当該のEAL判断基準に追加されていない。

このことから、特重施設が設けられても、東電福島と同様の事故は防げないことがわかる。

事故が起きた時の国の対応は「原子力災害対策指針」に定められているが、2022年1月から2023年5月まで、「指針」が改定され、また、関連マニュアル2件が制定された結果、避難所においてはGMサーベイメータの測定値を被災者に知らせず、また、NaI(Tl)サーベイメータによる甲状腺モニタリングでは、簡易測定のスクリーニングレベルを100mSvもの高い値に設定し、バックグラウンドとなる大腿部の表面汚染の有無をGMサーベイメータによって確認せず、しかも線量率の測定値は被災者に知らせないことが決

<p>められた。</p> <p>このような決定は、詳細測定を必要とする被災者を極力減らすことが目的であり、甲状腺被ばくを過小評価し、被ばくの実態を隠蔽する意図があることが明らかである。</p> <p>今回の EAL に係る改定については、まず、次項以降に示す指針全体の誤りを正すことが先決である。住民を被ばくから本当に防護できる指針として、指針全体を整備し直してから、特重施設を EAL 判断基準に追加するか否かの判断をするべきである。</p> <p>2. 福島事故の教訓を踏みにじる改定</p> <p>旧原子力安全委員会の「防災対策の見直しに関する考え方（平成 24 年 3 月中間とりまとめ）」では、事故の教訓として、過酷事故の想定がなく、安定ヨウ素剤の服用指示が出せなかったこと、スクリーニングや甲状腺線量の検査が適切に行われず、内部被ばく検査が 8 月以降に遅れたことなどが指摘され、「個人の被ばく線量評価を実施し、大勢の避難住民を漏れなく適切にスクリーニングする方策を整備するべきである」と、提言されている。</p> <p>現指針は、この「中間とりまとめ」を精査して定めたとされているが、実際には、組織を根本的に改めたはずの原子力規制委員会は、この最期の提言を踏みにじり、スクリーニングの対象者を大幅に削減して、被ばくの隠蔽を目的とする避難除染マニュアルを制定した。</p> <p>(1) PAZ の住民は検査しない</p>	
---	--

避難除染マニュアルでは、まず、PAZ（5km 圏内）の住民は放射性物質の放出前に避難してきたからという理由で、避難所での検査の対象から外している。

確かに、PAZ では事故の予知の段階で即座に避難すると定められているが、深夜でも、地震による交通障害があっても放出前に避難できるだろうか。急速に進展する事態に対して適切に対応できなかったのが福島の実態であり、放出源に近いPAZの住民こそ全員を検査すべきである。

#### （2）人の汚染を車で代用する検査

次に、UPZ（30km 圏内）の住民に対しては、避難用の車両（バス、自家用車等）が乗員よりも汚染の程度が高いとして、タイヤ全輪とワイパーを GM サーベイメータで検査し、基準値 40,000cpm 以下であれば乗員の検査は行わないとしている。

しかし、プルームの通過後にチャーターされたバスの汚染の検査で、プルームに直接曝された乗員の汚染をカバーできるはずはない。また、自家用車の場合でも野外で個々に活動していた乗員の汚染を車両でカバーできるはずがなく、このような検査方法では、検査待ちで長蛇の列となる車の中で、待機している乗員の被ばくが増えるだけである。

#### （3）基準値 40,000cpm では汚染拡大を防げない

基準値 40,000cpm は福島事故の当時は 13,000cpm であったが、これを超える被災者が続出したため、漠然とした余裕をみて 3 倍にされたもので、医科学的な根拠はない。

40,000cpm 以下であれば除染しないので、被災者の移動に伴う汚染の拡大は防げない。40,000cpm は甲状腺被ばく量 300mSv に相当するので、この基準値では、甲状腺に 300mSv までの被ばくをした被災者を見過ごすことになる。

(4) 汚染検査は代表者 1 名のみ

車両が基準値を超えている場合、乗員は同じ屋内避難をしているとして、代表者 1 名の検査を行うとしているが、全員が遮蔽効果や気密性の高い建物等に屋内退避できるとは限らない。被災者はさまざまな状況でプルームに曝されており、その被ばく状況は一律ではなく、1 名で代表できるはずはない。1 名を選出する権限が誰にあるのかもわからない。

このような非科学的かつ非合理的な避難除染マニュアルでは、被災者の被ばくは防げない。

(5) 検査をしても測定値は知らせない

代表者が基準値を超えたら、全員を検査して、40,000cpm 以上であれば除染し、以下になれば通行証を発行するとされているが、審議の過程で、被災者には測定値を知らせないことが明言されている。

被災者が求めるものは通行証ではなく、検査結果の測定値である。避難所での検査は、表面汚染による不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止することが目的とされているが、測定値を知らされなければ、被災者がこの目的を達成することはできない。

(6) 福島での測定は悪しき前例とされた

避難除染マニュアルの制定に際して、国は、福島事故時に GM サーベイメータによって 192,933 人の測定をしたことが取り返しのつかない失敗であり、悪しき前例であったと捉えていることがよくわかる。

先述した旧原子力安全委員会の「避難住民を漏れなく適切にスクリーニングすること」という提言は葬り去られ、制定されたマニュアルでは、前車の轍を踏まないよう、基準値を 3 倍にして見かけの汚染者数を減らし、測定もごく一部の代表者に留め、測定しても測定値を被災者には知らせないとしたのである。

3. GM サーベイメータの測定値を知らせない理由

国は、被災者に GM サーベイメータの測定値を知られることを極端に恐れているが、それには理由がある。

福島事故時の防災指針では、甲状腺に 100mSv の被ばくをもたらすプルームが皮膚に沈着したときの皮膚の表面汚染密度 40Bq/cm<sup>2</sup> が基準であった。この値が GM サーベイメータでは 13,000cpm に相当する。つまり、GM サーベイメータで皮膚の表面汚染密度を測定すれば、甲状腺被ばくへの換算が容易にできるのである。

被ばくを隠蔽したい国にとって、被災者自身が被ばく線量を推定できることは不都合であるので、まず、GM サーベイメータの使用を極端に制限し、測定しても測定値を知らせないことを徹底したのである。



事故当時、福島県や放医研は 13,000cpm を単に表面汚染の基準と思い込み、体表面の除染を行うのみで、甲状腺被ばくの対策を怠った。この失態の事実は、先述の旧原子力安全委員会の「中間とりまとめ」でも指摘されている。この失態は訂正されることなく現指針にも引き継がれており、13,000cpm が皮膚汚染 (OIL4) の基準とされている。正しくは、この値は甲状腺被ばくの基準なのである。マニュアル案の審議で、伴信彦が 13,000cpm は皮膚汚染が対象ではなく、甲状腺被ばくの基準であると、本当のことをうっかり発言したが、あとで内閣府から叱責されたことと思われる。

#### 4. 被ばく評価を隠蔽する甲状腺モニタリング

GM サーベイメータによる測定値を知らせない代わりに、指針の看板として「甲状腺被ばく線量モニタリング」が掲げられたが、ここでもさまざまな制約を設けて被ばくの実態を隠蔽している。

##### (1) 対象者は 19 歳未満のみ

まず、モニタリングの対象者に制限をかけて、19 歳未満の者、妊婦及び授乳婦としている。予防的な避難した住民も除かれている。19 歳未満に限った理由として、科学的なコンセンサスに基づくものとしているが、チェルノブイリや福島では 19 歳以上にも甲状腺がんの罹患例がある事実は、理由も示さずに無視されている。

年齢制限の結果、19 歳以上の成人は外部被ばくも甲状腺被

<p>ばくも全く知らされないことになるが、これで被ばくの実態がわかるはずがない。</p> <p>また、甲状腺モニタリングは強制ではなく本人の同意によるもので、その結果も事後に申請しないと通知されないとしているが、公正を装って希望者を減らそうとする意図が明白である。</p> <p>被災者全員の被ばく状況を正しく測定して、被害の全貌を明らかにするのが国の責務である。国は、まず事故を謝罪した上で、測定の意義を真摯に説明し、結果を隠蔽しないことを確約すれば、測定に協力しない被災者はいないはずである。</p> <p>(2) バックグラウンドは確認しない</p> <p>簡易測定では、大腿部の測定値をバックグラウンドとして、頸部の測定値から差し引くとしているが、ここで GM サーベイメータを用いて汚染の確認はしないので、大腿部に汚染が残留していると、差し引きの値が負になり、「被ばくなし」と誤認されるおそれがある。</p> <p>GM サーベイメータを用いれば汚染の確認は容易であるが、ここでも GM サーベイメータを用いず、その測定値を被災者に知らせない方針が貫かれている。</p> <p>体表面の除染のため、首周りは拭い、大腿部については着替え又は拭き取りとしているが、同じ方法で 1,080 人の測定が行われた福島では、実際に差し引き値が負になる場合があり、適切な測定方法ではないことが明らかである。被災者全員の着替えを準備することも現実的ではない。</p>	
--	--

また、バックグラウンドとしては  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  以下が想定されており、これを超える場合は実施場所を変更するとされているが、そんなに都合よく別の場所が見つかるはずはない。

(3) スクリーニングレベル  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  の根拠は隠されている

$0.2 \mu\text{Sv/h}$  の根拠については、「安定ヨウ素剤の服用基準と医学的フォローアップの基準、低線量での甲状腺がんに関する科学的知見を踏まえ、できるだけ低いレベルを目指す」と  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  となる」という定性的な説明しかないが、実際にはこの値は、原子力規制庁の「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」が、甲状腺被ばく量  $100\text{mSv}$  に相当する線量率として導いた値である。

つまり、線量率  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  が甲状腺被ばく量  $100\text{mSv}$  に相当しているので、NaI(Tl)サーベイメータの測定結果があれば甲状腺被ばく量の推定ができるのであるが、甲状腺モニタリングマニュアルではこの事実を隠して、「簡易測定は甲状腺の被ばくの程度が比較的高いと見込まれる者をスクリーニングするため」であり、「甲状腺被ばくへの影響を評価するものではありません」としている。被ばくの程度を「比較的高い」と評価しているのに、「影響を評価するものではありません」と結論するのは、論理が破たんしている。

簡易測定では、スクリーニングの判定を行うだけでなく、NaI(Tl)サーベイメータによる線量率の測定値をその場で被災者に知らせて、甲状腺被ばく量の推定ができるように

<p>すべきである。 スクリーニングレベルの値としても、100mSv に相当する値は、高すぎて適切ではない。スクリーニングレベル以下であっても被ばくの影響が考えられるので、そのような被災者に対しても詳細測定を行い、その後の健康調査の対象とすべきである。</p> <p>(4) 詳細測定は強化されない 甲状腺モニタリングマニュアルには、「詳細測定で用いられる可搬型の甲状腺モニタの実用化の目途が立ったから制定された」という経緯が記載されているが、その8行後には、「可搬型の甲状腺モニタについては、今後製品化され普及が見込まれる段階において、実施体制等について改めて検討を行う」とあり、制定した動機を自ら否定している。結果として「可搬型の甲状腺モニタ」は整備されていない。ここには、詳細測定のために設備体制を強化する意思が全く見られない。可搬型甲状腺モニタの製品化を事業者まかせにするのではなく、規制委員会として開発のスケジュールを明確に示し、着実に開発を進めるべきである。 このように、すぐ前言を翻す節操のない対応は、規制委員会の信用を落とすだけでなく、国民の生命及び身体の安全を確保するという役割を放棄していると言わざるを得ない。</p> <p>5. 被災者を被ばくから守る正しい指針とするために 上述のように、現在の指針及びマニュアルは、事故に備え</p>	
---	--

る緊張感もなく、正しい被ばく評価を行うための計画性もなく、ただ、被災者の被ばくを隠蔽するという陰湿な意図のみが前面に押し出されている。

早急に、被災者を被ばくから本当に防護できる正しい指針に改正しなければならない。改正の要点は次のとおりである。

(1) 避難所では、被災者全員に対して GM サーベイメータによる体表面汚染の測定を実施し、測定値をその場で被災者に知らせ、汚染の有無の確認と甲状腺被ばく量の推定ができるようにする。

(2) 簡易測定では、バックグラウンドとなる大腿部の表面汚染の有無を GM サーベイメータによって確認し、NaI(Tl) サーベイメータによる線量率の測定結果とともに、測定値を被災者に知らせ、甲状腺被ばく量の推定ができるようにする。

(3) 簡易測定の結果、基準値  $0.2 \mu\text{Sv/h}$  以下であっても、甲状腺に  $100\text{mSv}$  程度の被ばくが考えられることから、スクリーニングの判定結果にとらわれず、詳細測定を行い、その後の健康観察調査の対象者とする。

(4) 改正案の審議には、再度の誤りを繰り返さないために、被災者を加えることが必須である。被ばくによる疾病の発症者が、福島県民共済保険への加入ができないなどの不利益を被ることがないように、中長期的に被災者の健康生活を保障する指針としなければならない。

以上

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 団 体	各 団 体								
<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のもの）に限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 235 845 828">警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</th> <th data-bbox="638 828 845 1097">緊急事態区分 における措置 の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="279 235 638 828">           ① (略)            ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。         </td> <td data-bbox="638 828 845 1097">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要	① (略) ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	(略)	<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のもの）に限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="638 1120 845 1713">警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</th> <th data-bbox="638 1713 845 1982">緊急事態区分 における措置 の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="279 1120 638 1713">           ① (略)            ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心         </td> <td data-bbox="638 1713 845 1982">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要	① (略) ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心	(略)
警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要								
① (略) ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	(略)								
警戒事態を判断するEAL (⑩に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要								
① (略) ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心	(略)								

<p>③～⑦ (略)</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨～⑱ (略)</p>	
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>(略)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>(略)</p>
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分</p>

<p>冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨～⑱ (略)</p>	
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>(略)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>(略)</p>
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分</p>



	における措置の概要
<p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる</u>こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。) が使用できなくなること。</p> <p>⑫～⑭ (略)</p>	(略)

2. 加圧水型軽水炉 (実用発電用のものに限る。) に係る原子炉の運転等のための施設 (当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
--------------	-----------------

	における措置の概要
<p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫～⑭ (略)</p>	(略)

2. 加圧水型軽水炉 (実用発電用のものに限る。) に係る原子炉の運転等のための施設 (当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
--------------	-----------------

(略)

(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑨ (略)	(略)
⑩ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に <u>原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置</u> (いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。) <u>が使用できなくなる</u> こと。	
⑪～⑬ (略)	

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑨ (略)	(略)
⑩ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失する</u> こと。	
⑪～⑬ (略)	

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略)	(略)
⑨ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと	
と、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽	

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略)	(略)
⑨ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する	

<p>に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなることを。</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>			
<p>4. ～6. (略)</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="328 241 539 831"> <tr> <td data-bbox="328 241 539 703"> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="328 703 539 831"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> </td> </tr> </table>	<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>(略)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>(略)</p>
<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>(略)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>		

<p>機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩～⑫ (略)</p>			
<p>4. ～6. (略)</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="328 1124 539 1713"> <tr> <td data-bbox="328 1124 539 1608"> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="328 1608 539 1713"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> </td> </tr> </table>	<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>(略)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>(略)</p>
<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>(略)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>		

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の異常を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を示す警報装置の機能が喪失すること。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p>	(略)
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>(沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)</p>	緊急事態区分における措置の概要
①～③ (略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p>	(略)
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p>	緊急事態区分における措置の概要
①～③ (略)	(略)

<p>④ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉においては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなる</u>こと、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室）に設置されたものに限る。）が使用できなくなる<u>こと。</u></p> <p>⑤・⑥（略）</p>	<p>④ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失する<u>こと。</u></p> <p>⑤・⑥（略）</p>
<p>8.・9.（略）</p>	<p>8.・9.（略）</p>

○原子力規制委員会規則第 号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年<sup>文部科学省  
経済産業省</sup>令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が

同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>第七條 令第四條第四項第五號の原子力規制委員會規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>		<p>第七條 令第四條第四項第五號の原子力規制委員會規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>	
イ	チ	イ	チ
イクト (略)	使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉に係るもの)であつては	イクト (略)	使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉に係るもの)であつては
(略)	(1) (3) (略) (4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常	(略)	(1) (3) (略) (4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原



<p>、規制法第四十三 条の三の六第一項 第四号の基準に適 合するものに限 る。）であつて、 試験研究用原子炉 施設及び照射済燃 料集合体が十分な 期間にわたり冷却 されたものとして 原子力規制委員会 が定めた施設以外 のもの</p>	<p>を表示する警報装置の機能の一部が 喪失すること。 (5)～(7) (略)</p>
<p>二 (略)</p> <p>第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表 の下欄に掲げるものとする。</p> <p>イ 沸騰水型軽水炉 (実用発電用のも のに限り、東京電 力株式会社福島第 一原子力発電所原</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 原子炉制御室が使用できない場合 に原子炉制御室外操作盤室若しくは 緊急時制御室が使用できなくなるこ と、又は原子炉若しくは使用済燃料</p>

<p>、規制法第四十三 条の三の六第一項 第四号の基準に適 合するものに限 る。）であつて、 試験研究用原子炉 施設及び照射済燃 料集合体が十分な 期間にわたり冷却 されたものとして 原子力規制委員会 が定めた施設以外 のもの</p>	<p>子炉施設の異常を表示する警報装置 の機能の一部が喪失すること。 (5)～(7) (略)</p>
<p>二 (略)</p> <p>第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表 の下欄に掲げるものとする。</p> <p>イ 沸騰水型軽水炉 (実用発電用のも のに限り、東京電 力株式会社福島第 一原子力発電所原</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 原子炉制御室及び原子炉制御室外 操作盤室が使用できなくなることに より原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失する</p>

<p>ロ 加圧水型軽水炉 （実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場</p>	<p>子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合を除く。）</p>
<p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたも</p>	<p>(12) (13) (略)</p> <p>貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなることを。</p>
<p>ロ 加圧水型軽水炉 （実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場</p>	<p>子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合を除く。）</p>
<p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しく</p>	<p>(12) (13) (略)</p> <p>こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>

<p>合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	<p>のに限る。)が使用できなくなること。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>	<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉(規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(9) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなることを。</p> <p>(10)・(11) (略)</p>	<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉に係</p>	<p>(略)</p> <p>(1)・(3) (略)</p> <p>(4) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室)が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子</p>
<p>合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	<p>は原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>	<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉(規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(9) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお</p>	<p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉に係</p>	<p>(略)</p> <p>(1)・(3) (略)</p> <p>(4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお</p>

リ・ヌ (略)	<p>るものにあつては、          規制法第四十三          条の三の六第一項          第四号の基準に適          合するものに限          る。)であつて、          試験研究用原子炉          施設及び照射済燃          料集合体が十分な          期間にわたり冷却          されたものとして          原子力規制委員会          が定めた施設以外          のもの</p>
(略)	<p>(5) (略)</p> <p>炉施設の状態を表示する全ての装置          若しくは原子炉施設の異常を表示す          る全ての警報装置(いづれも原子炉          制御室(沸騰水型軽水炉にあつては          原子炉制御室及び緊急時制御室)に          設置されたものに限る。)が使用で          きなくなること。</p>
リ・ヌ (略)	<p>るものにあつては、          規制法第四十三          条の三の六第一項          第四号の基準に適          合するものに限          る。)であつて、          試験研究用原子炉          施設及び照射済燃          料集合体が十分な          期間にわたり冷却          されたものとして          原子力規制委員会          が定めた施設以外          のもの</p>
(略)	<p>(5) (略)</p> <p>いて、原子炉制御室に設置する原子          炉施設の状態を表示する装置若しく          は原子炉施設の異常を表示する警報          装置の全ての機能が喪失すること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正 令和 5 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部  
改正について

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第  
1707052 号）の一部を、別表により改正する。

附 則  
この規程は、令和 5 年 月 日から施行する。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  
(新旧対照表)

改正後			改正前		
I. ～Ⅲ. (略)			I. ～Ⅲ. (略)		
1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）			1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)	① (略)		① (略)
②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこ	① (略)	② (略)	②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定（ <u>炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。</u> 以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏え	① (略)	② (略)

<p>と、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>			<p>いが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>		
<p>③ (略)</p>	<p>② (略)</p>	<p>③&lt;原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)&gt; (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備、SA設備又は特定重大事故等対処施設により原子炉への注水がな</p>	<p>③ (略)</p>	<p>② (略)</p>	<p>③&lt;原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)&gt; (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備又はSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷</p>



		される場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。			却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。
④ (略)	③ (略)	⑤ (略)	④ (略)	③ (略)	⑤ (略)
⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> (略)  (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準	④ (略)	⑥ (略)	⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> (略)  (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準	④ (略)	⑥ (略)

とする。

「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。

「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事

とする。

「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。

「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。

象に該当する（以下この表において同じ。）。					
	<p>⑤&lt;電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）&gt; (略)</p> <p>(解説)</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び<u>直流電源（重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。）</u>が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確</p>	<p>⑦&lt;電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）&gt; (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての<u>直流電源設備（重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。）</u>からの電気をい</p>		<p>⑤&lt;電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）&gt; (略)</p> <p>(解説)</p> <p>使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び<u>直流電源</u>が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>	<p>⑦&lt;電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）&gt; (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての<u>直流電源設備</u>からの電気をいう。</p>

	保できる原子力事業 所内の全ての直流電 源設備をいう。	う。			
		⑧ (略)			⑧ (略)
⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)	⑨・⑩ (略)	⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)	⑨・⑩ (略)
⑧<原子炉制御室等 に関する異常> 原子炉制御室及び 原子炉制御室外操作 盤室からの原子炉の 運転や制御に影響を 及ぼす可能性が生じ ること。  (解説) (略)	⑧ (略)	⑪<原子炉制御室等に関 する異常> 原子炉制御室が使用で きない場合に原子炉制御 室外操作盤室若しくは緊 急時制御室が使用できな くなること、又は原子炉 若しくは使用済燃料貯蔵 槽に異常が発生した場合 に原子炉施設の状態を表 示する全ての装置若しく は原子炉施設の異常を表 示する全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室 及び緊急時制御室に設置 されたものに限る。)が使 用できなくなること。  (解説)	⑧<原子炉制御室等 に関する異常> 原子炉制御室及び 原子炉制御室外操作 盤室(実用発電用原子 炉及びその附属施設 の技術基準に関する 規則(平成25年原子 力規制委員会規則第 6号)第38条第4項 及び研究開発段階発 電用原子炉及びその 附属施設の技術基準 に関する規則(平成2 5年原子力規制委員 会規則第10号)第3 7条第4項に規定す る装置が施設された 室をいう。以下同じ。)	⑧ (略)	⑪<原子炉制御室等に関 する異常> 原子炉制御室及び原子 炉制御室外操作盤室が使 用できなくなることによ り原子炉を停止する機能 及び冷温停止状態を維持 する機能が喪失するこ と、又は原子炉若しくは 使用済燃料貯蔵槽に異常 が発生した場合におい て、原子炉制御室に設置 する原子炉施設の状態を 表示する装置若しくは原 子炉施設の異常を表示す る警報装置の全ての機能 が喪失すること。  (解説)

		<p>火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉を停止した後</u>に冷温停止状態を維持することができなくなり、<u>原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、<u>原子炉制御室及び緊急時制御室</u>からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説) (略)</p>		<p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、<u>原子炉制御室</u>からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>
	⑪ (略)	④ (略)		⑪ (略)	④ (略)
⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)

⑨・⑩ (略)	⑨・⑩ (略)	
	<p>⑫&lt;原子炉格納容器 圧力逃がし装置の使 用&gt; (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉格納容器の 圧力を低下させるこ とにより、炉心の損傷 を防止することに成 功することが想定さ れるが、<u>原子炉格納容 器圧力逃がし装置(同 等の機能を有する設 備を含む。)</u>を使用す るという事象の重大 性に鑑み、施設敷地緊 急事態の判断基準と する。</p>	
	⑭ (略)	⑬ (略)
⑫～⑰ (略)	⑮ (略)	⑭ (略)

2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のた

⑨・⑩ (略)	⑨・⑩ (略)	
	<p>⑫&lt;原子炉格納容器 圧力逃がし装置の使 用&gt; (略)</p> <p>(解説)</p> <p>原子炉格納容器の 圧力を低下させるこ とにより、炉心の損傷 を防止することに成 功することが想定さ れるが、<u>原子炉格納容 器圧力逃がし装置を 使用する</u>という事象 の重大性に鑑み、施設 敷地緊急事態の判断 基準とする。</p>	
	⑭ (略)	⑬ (略)
⑫～⑰ (略)	⑮ (略)	⑭ (略)

2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のた

めの施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合\*又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)
②~④ (略)	①~③ (略)	②・③・⑤ (略)
	④ (略)	⑥ (略)
		⑦ (略)
⑤・⑥ (略)	⑤・⑥ (略)	⑧・⑨ (略)
⑦ (略)	⑦ (略)	⑩<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置

めの施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合\*又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)
②~④ (略)	①~③ (略)	②・③・⑤ (略)
	④ (略)	⑥ (略)
		⑦ (略)
⑤・⑥ (略)	⑤・⑥ (略)	⑧・⑨ (略)
⑦ (略)	⑦ (略)	⑩<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置

(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなる  
こと。

(解説)

火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによつて、原子炉を停止した後冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによつて、原子炉施設の安

する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

(解説)

火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによつて、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによつて、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とす



		全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。
	⑩ (略)	④ (略)
⑩ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)
⑧・⑨ (略)	⑧・⑨ (略)	
	⑪ (略)	
	⑬ (略)	⑫ (略)
⑪～⑮ (略)	⑭ (略)	⑬ (略)

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

（解説）  
（略）

（1）警戒事態を判断するEAL	（2）原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	（3）原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
		① (略)
	① (略)	② (略)

		る。
	⑩ (略)	④ (略)
⑩ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)
⑧・⑨ (略)	⑧・⑨ (略)	
	⑪ (略)	
	⑬ (略)	⑫ (略)
⑪～⑮ (略)	⑭ (略)	⑬ (略)

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

（解説）  
（略）

（1）警戒事態を判断するEAL	（2）原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	（3）原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
		① (略)
	① (略)	② (略)

	② (略)	
① (略)	③ (略)	④ (略)
	④ (略)	⑤ (略)
		⑥ (略)
	⑤ (略)	⑦ (略)
② (略)	⑥ (略)	⑧ (略)
③ (略)	⑦ (略)	⑨<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなる <u>こと。</u>

	② (略)	
① (略)	③ (略)	④ (略)
	④ (略)	⑤ (略)
		⑥ (略)
	⑤ (略)	⑦ (略)
② (略)	⑥ (略)	⑧ (略)
③ (略)	⑦ (略)	⑨<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

(解説)

火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。

「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温

(解説)

火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。

「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。

		停止をいう。
	⑩ (略)	③ (略)
⑥ (略)	⑪ (略)	⑩ (略)
④・⑤ (略)	⑧・⑨ (略)	
	⑫ (略)	⑪ (略)
⑦～⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)

4. ～6. (略)

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL (沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を
------------------	---	--

	⑩ (略)	③ (略)
⑥ (略)	⑪ (略)	⑩ (略)
④・⑤ (略)	⑧・⑨ (略)	
	⑫ (略)	⑪ (略)
⑦～⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)

4. ～6. (略)

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
------------------	---	--

		除く。)			
① (略)	① (略)	① (略)	① (略)	① (略)	① (略)
	② (略)	② (略)		② (略)	② (略)
② (略)	③ (略)	③ (略)	② (略)	③ (略)	③ (略)
③ (略)	④<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。  (解説)	④<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉)にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室)が使用できなくなる</u> こと、又は <u>使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室(沸騰水型軽水炉)にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室)に設置されたものに限る。)</u> が使用できなくなるこ	③ (略)	④<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。  (解説)	④<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u>

火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。

使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。

と。

(解説)

火災等により原子炉制御室が使用できない場合において、同時に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉)あつては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室が使用できなくなることにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合は、原子炉制御室(沸騰水型軽水炉)あつては原子炉制御室及び緊急時制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できな

火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。

原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。

(解説)

火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。

		<p>くなることから併せて全 面緊急事態の判断基準と する。</p>			
④・⑤ (略)	⑤・⑥ (略)		④・⑤ (略)	⑤・⑥ (略)	
	⑦ (略)	⑤ (略)		⑦ (略)	⑤ (略)
⑥～⑪ (略)	⑧ (略)	⑥ (略)	⑥～⑪ (略)	⑧ (略)	⑥ (略)
8.・9. (略)			8.・9. (略)		

# 緊急時活動レベル（EAL）とは

原子力施設がどの程度の状態（緊急事態区分）であるかを判断するため、あらかじめ設定した原子力施設や自然災害の状況（レベル）

- \* 原子力施設の設備の損傷状態
- \* 放射性物質の閉じ込め機能の状態
- \* 地震等の発生による原子力施設の状態 など

原子力施設における緊急事態の初期の段階において、避難等の防護措置を予防的に実施するために、原子力施設の状態に応じた3段階を緊急事態区分として設定

緊急事態区分	AL (Alert)	SE (Site area Emergency)	GE (General Emergency)
具体的な緊急活動レベル (EAL)	<p>原子力施設の安全を確保する設備※に影響を与える次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 所在市町村で震度6弱以上の地震</li> <li>➢ 全交流電源の喪失</li> <li>➢ 燃料の残留熱を除去する機能が一部喪失</li> </ul> <p>など</p>	<p>様々な種類の原子力施設の安全を確保する設備※のうち、その一部がバックアップを含めて失われる次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全交流電源の喪失が30分以上継続</li> <li>➢ 燃料の残留熱を除去する機能が喪失</li> </ul> <p>など</p>	<p>「止める」「冷やす」「閉じ込める」が一部又は全部機能せず、放射性物質が放出される可能性が高くなる次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全交流電源の喪失が1時間以上継続</li> <li>➢ 燃料の残留熱を除去する機能が喪失しているときに、格納容器の圧力上昇を止められない状況</li> </ul> <p>など</p>
緊急事態区分の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力施設の安全を確保する設備※に不具合・トラブルが発生するおそれがあり、この時点において、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではない状況</li> <li>• 要支援者の避難準備などの防護措置の準備を開始する段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力施設の安全を確保する設備※に不具合・トラブルがあり、このまま放置すると公衆に対する放射線による影響が懸念される状況</li> <li>• 原子力施設の周辺地域における要支援者避難や一般住民の予防的な防護措置の準備を開始する必要がある段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が非常に高い状況</li> <li>• 放射線の影響によるリスクを回避・低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</li> </ul>

※「原子力施設の安全を確保する設備」は主として「止める」「冷やす」「閉じ込める」役割を持つもので構成されている。



# 緊急事態区分と防護措置の関係

区分	緊急事態区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
	EALの例	AL (Alert) ● 所在市町村で震度6弱以上の地震 など	SE (Site area Emergency) ● 全交流電源の喪失が30分以上継続 など	GE (General Emergency) ● 全交流電源の喪失が1時間以上継続 など
防護措置	PAZ (Precautionary Action Zone) ※ 原子力発電所からおおむね5km	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の <b>避難準備</b> （避難先、輸送手段の確保）	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の <b>避難</b> ■ そのほかの方の <b>避難準備</b> ■ 安定ヨウ素剤の <b>服用準備</b> （配布等）	■ そのほかの方の <b>避難</b> ■ 安定ヨウ素剤の <b>服用</b>
	UPZ (Urgent Protection action planning Zone) ※ 原子力発電所からおおむね5～30km		■ 住民の方の <b>屋内退避準備</b>	■ 住民の方の <b>屋内退避</b> ■ 避難や一時移転などの準備 ■ 安定ヨウ素剤の <b>服用準備</b>
	UPZ外 ※ 原子力発電所からおおむね30km～	■ 避難準備への協力	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の <b>避難</b> の受入れ ■ 避難準備への協力	■ <b>避難</b> の受入れ ■ 避難や一時移転などの準備への協力

# 新規制基準に適合した原子力発電所におけるEAL

凡例： B BWRプラント特有の事象

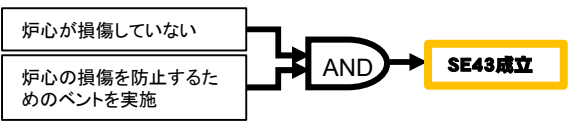
P PWRプラント特有の事象

EAL区分		警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)		
放射性物質放出	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能	
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	
	B	22	AL22	原子炉給水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失
	B	23	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
	P	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分間以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失	
	27	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	
	28	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出	
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(新基準炉)	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(新基準炉)	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(新基準炉)	
	31	—	—	—	—	—	—	
閉じ込める	41	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇	
	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性	
	43	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—	
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—	
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—	
	55	—	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	
事業所外運搬	—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	

# 新規制基準に適合した原子力発電所におけるEALの判断条件の例

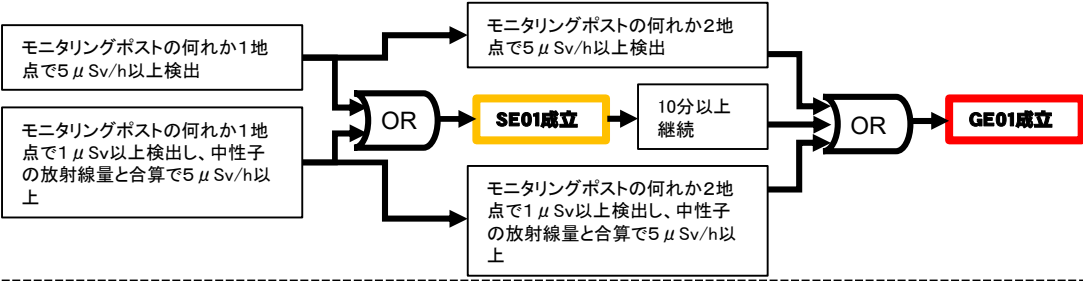
EAL区分	警戒事態(AL)	施設敷地緊急事態(SE)	全面緊急事態(GE)
放射線量・放射性物質放出	01	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
止める			GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出
			GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
			GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
			GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故
			GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能
			GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
			GE22 原子炉注水機能の喪失
			GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
			GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
			GE25 全交流電源の1時間以上喪失
冷やす			GE27 全直流電源の5分間以上喪失
			GE28 炉心損傷の検出
			GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
			GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(新基準炉)
			GE41 格納容器圧力の異常上昇
			GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
			GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
閉じ込める	42		
	43	SE43 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	
	51	AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失
	52	AL52 原子炉格納容器圧力逃し装置の機能喪失	
その他脅威	53	AL53 原子炉格納容器圧力逃し装置の機能喪失	
	55		
事業所外運搬		XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

## 【EAL「格納容器圧力逃し装置の使用」(SE43)の判断条件の例】



※例えば、ベント実施に伴いSE43が成立し施設敷地緊急事態に至った後であっても、万が一ベントの実施に伴い敷地周辺の線量が上昇し、別途SE01及びGE01の判断条件を満たした場合、全面緊急事態に至ったと判断される。

## 【EAL「敷地境界付近の放射線量の上昇」(SE01/GE01)の判断条件の例】



表中のEALを判断する事象にはそれぞれ個別に判断条件が設定されており、何れかの項目が最初に判断条件を満たした場合、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に至ったと判断される。

## 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案に対する 意見募集の実施並びに相対的にリスクが小さい原子力施設等 の事業者によるEALの見直しの結果報告

令和5年8月2日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針<sup>1</sup>（以下「指針」という。）、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則<sup>2</sup>（以下「通報規則」という。）及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説<sup>3</sup>（以下「解説内規」という。）の改正案並びに意見募集の実施の了承について諮るものである。

また、近畿大学原子力研究所など相対的にリスクが小さい原子力施設等について、原子力事業者による施設毎の緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の設定の見直しが完了したことから、併せて報告するものである。

### 2. 経緯

令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）において、沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）の特定重大事故等対処施設の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（以下「EAL会合」という。）を再開し、BWRを対象に新たに追加される特定重大事故等対処施設及び自主対策設備（以下「特重施設等」という。）を考慮したEALに見直すこととなった。

今般、EAL会合にて、EALの判断基準に特重施設等を含めることができるか否か等の整理を行った結果、EALの改正の方針（参考1）について原子力規制庁と原子力事業者の間で共通の認識が得られたため、その方針に沿って、以下のとおり指針等の改正を行う。

なお、令和2年度第35回原子力規制委員会（令和2年10月28日）において、加圧水型軽水炉（以下「PWR」という。）を対象に特重施設等を考慮したEALの見直しを行っており、今回の改正は、PWRにおける改正と同様、既存のEALの枠組み等を変えるものではなく、BWRの特重施設等を考慮した改正を行うものである。

<sup>1</sup> 原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号）

<sup>2</sup> 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

<sup>3</sup> 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第1707052号（平成29年7月5日原子力規制委員会決定））

### 3. 原子力災害対策指針及び関係規則等の改正案（委員会了承事項）

以下に示す改正案について、了承いただきたい。

- (1) 原子力災害対策指針の一部を改正する告示案（別紙1）
  - ①原子炉制御室等に関する異常  
BWRのEAL判断基準に特定重大事故等対処施設である緊急時制御室を追加する。
  - ②記載の適正化  
不要な定義規定を削除するなど、記載の適正化を行う。
- (2) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案（別紙2）
  - ①原子炉制御室等に関する異常  
上記（1）①と同じ。
  - ②記載の適正化  
上記（1）②と同じ。
- (3) 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正案（別紙3）
  - ①原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）  
「全ての非常用炉心冷却装置等」に特重施設等が含まれることを明文化する。
  - ②電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）  
「非常用交流母線」への供給設備に特重施設等が含まれることを明文化する。
  - ③電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）  
「非常用直流母線」への供給設備に重大事故等対処施設が含まれることを明文化する。  
また、非常用直流母線を経由せずに負荷に直接電力を供給する系統構成の電源も含める。
  - ④原子炉制御室等に関する異常  
上記（1）①と同じ。
  - ⑤原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用  
「原子炉格納容器圧力逃がし装置」に同等の機能を有する設備が含まれることを明文化する。
  - ⑥記載の適正化  
上記（1）②と同じ。

#### 4. 意見募集の実施（委員会了承事項）

指針、通報規則及び解説内規は、行政手続法（平成5年法律第88号）の命令等に該当するため、行政手続法第39条第1項に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和5年8月3日（木）から9月3日（日）まで（32日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

#### 5. 今後の予定

意見公募を実施した後、意見公募の結果について、原子力規制委員会に報告を行い、提出意見への回答についてご了承をいただくとともに、指針、通報規則及び解説内規の改正案について決定をいただきたい。

#### 6. 相対的にリスクが小さい原子力施設等におけるEAL見直し状況（報告）

令和3年7月に発生した近畿大学における警戒事態を踏まえた対応として、令和4年度第14回原子力規制委員会（令和4年6月1日）において、以下の点が了承された。

- ・相対的にリスクが小さい原子力施設におけるEALの見直し方針
- ・原子力規制庁が原子力事業者防災業務計画の修正において、これらのEALの見直しが適切になされているか確認すること

今般、相対的にリスクが小さい原子力施設等について、原子力事業者による施設毎のEALの見直しが行われた。（別紙4①～⑥）

また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ及び材料試験炉JMTRの廃止措置の進捗に伴い、以下のとおりEALの見直しが行われた。

- ・「もんじゅ」のEALの見直し

原子炉及び炉外燃料貯蔵槽（ナトリウム）にあった燃料は全て取り出され燃料池（水）で貯蔵することになり、指針に規定されている施設区分を変更したことによる見直し及び燃料が十分冷却されていることを踏まえた見直し（別紙4⑦）

- ・「JMTR」のEALの見直し

燃料が全て使用済燃料貯蔵槽で保管されており、燃料が十分に冷えていることを踏まえた見直し（別紙4⑧）

原子力規制庁は、これらの原子力事業者が行った原子力事業者防災業務計画の修正の内容を確認したところ、EALの見直しが適切になされたことを確認した。

<資料一覧>

- 別紙 1 原子力災害対策指針の一部を改正する告示（案）
- 別紙 2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- 別紙 3 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正（案）
- 別紙 4 近畿大学の警戒事態の発生を踏まえた相対的にリスクが小さい原子力施設における EAL 見直し状況及びもんじゅ、JMTR の EAL 見直し状況について
- 参考 1 緊急時対応レベル（EAL）の見直しについて（案）（第 11 回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合 資料 2）
- 参考 2 緊急時活動レベル（EAL）とは

以上

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改 出 後		必 出 後	
<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>		<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	
<p>警戒事態を判断するEAL （⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分 における措置 の概要</p>	<p>警戒事態を判断するEAL （⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分 における措置 の概要</p>
<p>① （略）</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>（略）</p>	<p>① （略）</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（<u>炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。</u>）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心</p>	<p>（略）</p>

③～⑦ (略)

⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

⑨～⑰ (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分
----------------	--------

冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

③～⑦ (略)

⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

⑨～⑰ (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分
----------------	--------

	における措置 の概要
①～⑩ (略)	(略)
⑪ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に <u>原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置</u> （いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。） <u>が使用できなくなる</u> こと。	
⑫～⑭ (略)	

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
--------------	-------------------------

	における措置 の概要
①～⑩ (略)	(略)
⑪ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失</u> すること。	
⑫～⑭ (略)	

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
--------------	-------------------------

(略)	(略)
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑨ (略)	(略)
⑩ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。) が使用できなくなること。	
⑪～⑬ (略)	

(略)	(略)
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑨ (略)	(略)
⑩ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u>	
⑪～⑬ (略)	

5

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略)	(略)
⑨ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> こと、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽	(略)

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
(略)	(略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①～⑧ (略)	(略)
⑨ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する	(略)

に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。

⑩～⑫ （略）

4. ～6. （略）

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要
(略)	(略)

機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

⑩～⑫ （略）

4. ～6. （略）

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分 における措置 の概要
(略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
①～③ (略) ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤 室の環境が悪化することにより原子炉の制 御に支障が生じること、又は使用済燃料貯 蔵槽に異常が発生した場合において、原子 炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表 示する装置若しくは原子炉施設の異常を表 示する警報装置の機能の一部が喪失するこ と。 ⑤～⑧ (略)	(略)
<u>全面緊急事態を判断するEAL</u> ( <u>沸騰水型軽水炉については、東京電力ホー ルディングス株式会社福島第一原子力発電所 原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉 及び4号炉を除く。</u> )	緊急事態区分 における措置 の概要
①～③ (略)	(略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分 における措置 の概要
①～③ (略) ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤 室の環境が悪化することにより原子炉の制 御に支障が生じること、又は原子炉若しく は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合 において、原子炉制御室に設置する原子炉 施設の状態を表示する装置若しくは原子炉 施設の異常を表示する警報装置の機能の一 部が喪失すること。 ⑤～⑧ (略)	(略)
<u>全面緊急事態を判断するEAL</u>	緊急事態区分 における措置 の概要
①～③ (略)	(略)

④ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室（沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室及び緊急時制御室）に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。

⑤～⑥ （略）

8.・9. （略）

④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

⑤～⑥ （略）

8.・9. （略）



## ○原子力規制委員会規則第 号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年<sup>文部科学省  
経済産業省</sup>令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が

同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>第七條 令第四條第四項第五號の原子力規制委員會規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>			
イ	チ	イ	チ
イクト (略)	使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設 (実用発電用原子炉に係るもの) にあつては	イクト (略)	使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設 (実用発電用原子炉に係るもの) にあつては
(略)	(1) (3) (略) (4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常	(略)	(1) (3) (略) (4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原

<p>、規制法第四十三 条の三の六第一項 第四号の基準に適 合するものに限 る。）であつて、 試験研究用原子炉 施設及び照射済燃 料集合体が十分な 期間にわたり冷却 されたものとして 原子力規制委員会 が定めた施設以外 のもの</p>	<p>を表示する警報装置の機能の一部が 喪失すること。  (5) (7) (略)</p>
---	--

二 (略)

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める  
 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表  
 の下欄に掲げるものとする。

<p>イ 沸騰水型軽水炉        (実用発電用のも        のに限り、東京電        力株式会社福島第        一原子力発電所原</p>	<p>(1) (10) (略)        (11) 原子炉制御室が使用できない場合        に原子炉制御室外操作盤室若しくは        緊急時制御室が使用できなくなるこ        と、又は原子炉若しくは使用済燃料</p>
--	---

<p>、規制法第四十三 条の三の六第一項 第四号の基準に適 合するものに限 る。）であつて、 試験研究用原子炉 施設及び照射済燃 料集合体が十分な 期間にわたり冷却 されたものとして 原子力規制委員会 が定めた施設以外 のもの</p>	<p>子炉施設の異常を表示する警報装置 の機能の一部が喪失すること。  (5) (7) (略)</p>
---	---

二 (略)

第十四条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める  
 事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表  
 の下欄に掲げるものとする。

<p>イ 沸騰水型軽水炉        (実用発電用のも        のに限り、東京電        力株式会社福島第        一原子力発電所原</p>	<p>(1) (10) (略)        (11) 原子炉制御室及び原子炉制御室外        操作盤室が使用できなくなることに        より原子炉を停止する機能及び冷温        停止状態を維持する機能が喪失する</p>
--	---

<p>子炉施設のうち、 一号炉、二号炉、 三号炉及び四号炉 を除く。 ) に係る 原子炉の運転等の ための施設 (当該 施設が規制法第四 十三条の三の六第 一項第四号の基準 に適合しない場合 又は原子炉容器内 に照射済燃料集合 体が存在しない場 合を除く。 )</p>	<p>ロ 加圧水型軽水炉 (実用発電用のも のに限る。 ) に係 る原子炉の運転等 のための施設 (当 該施設が規制法第 四十三条の三の六 第一項第四号の基 準に適合しない場</p>
<p>貯蔵槽に異常が発生した場合に原子 炉施設の状態を表示する全ての装置 若しくは原子炉施設の異常を表示す る全ての警報装置 (いずれも原子炉 制御室及び緊急時制御室に設置され たものに限る。 ) が使用できなくな ること。 (12) ・ (13) (略)</p>	<p>(1) ～ (9) (略) (10) 原子炉制御室が使用できない場合 に原子炉制御室外操作盤室が使用で きなくなることを、又は原子炉若しく は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生し た場合に原子炉施設の状態を表示す る全ての装置若しくは原子炉施設の 異常を表示する全ての警報装置 (い ずれも原子炉制御室に設置されたも</p>

<p>子炉施設のうち、 一号炉、二号炉、 三号炉及び四号炉 を除く。 ) に係る 原子炉の運転等の ための施設 (当該 施設が規制法第四 十三条の三の六第 一項第四号の基準 に適合しない場合 又は原子炉容器内 に照射済燃料集合 体が存在しない場 合を除く。 )</p>	<p>ロ 加圧水型軽水炉 (実用発電用のも のに限る。 ) に係 る原子炉の運転等 のための施設 (当 該施設が規制法第 四十三条の三の六 第一項第四号の基 準に適合しない場</p>
<p>こと、又は原子炉若しくは使用済燃 料貯蔵槽に異常が発生した場合にお いて、原子炉制御室に設置する原子 炉施設の状態を表示する装置若しく は原子炉施設の異常を表示する警報 装置の全ての機能が喪失すること。 (12) ・ (13) (略)</p>	<p>(1) ～ (9) (略) (10) 原子炉制御室及び原子炉制御室外 操作盤室が使用できなくなること により原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失す ること、又は原子炉若しくは使用済燃 料貯蔵槽に異常が発生した場合にお いて、原子炉制御室に設置する原子 炉施設の状態を表示する装置若しく</p>

<p>合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>のに限る。）が使用できなくなること。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>
<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p>
<p>ニスト (略)</p> <p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子</p>

<p>合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>は原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>
<p>ハ ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>は原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>
<p>ニスト (略)</p> <p>チ 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係</p>	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお</p>

リ・ヌ (略)	<p>るものにあつては、          規制法第四十三          条の三の六第一項          第四号の基準に適          合するものに限          る。)であつて、          試験研究用原子炉          施設及び照射済燃          料集合体が十分な          期間にわたり冷却          されたものとして          原子力規制委員会          が定めた施設以外          のもの</p>
(略)	<p>(5) (略)</p> <p>炉施設の状態を表示する全ての装置          若しくは原子炉施設の異常を表示す          る全ての警報装置(いずれも原子炉          制御室(沸騰水型軽水炉にあつては          原子炉制御室及び緊急時制御室)に          設置されたものに限る。)が使用で          きなくなることを。</p>
リ・ヌ (略)	<p>るものにあつては、          規制法第四十三          条の三の六第一項          第四号の基準に適          合するものに限          る。)であつて、          試験研究用原子炉          施設及び照射済燃          料集合体が十分な          期間にわたり冷却          されたものとして          原子力規制委員会          が定めた施設以外          のもの</p>
(略)	<p>(5) (略)</p> <p>いて、原子炉制御室に設置する原子          炉施設の状態を表示する装置若しく          は原子炉施設の異常を表示する警報          装置の全ての機能が喪失すること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正 令和 5 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部  
改正について

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第  
1707052 号）の一部を、別表により改正する。

附 則  
この規程は、令和 5 年 月 日から施行する。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説  
(新旧対照表)



改正後			改正前		
I. ～III. (略)			I. ～III. (略)		
1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）			1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)	① (略)		① (略)
②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措	① (略)	② (略)	②<原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）> 原子炉の運転中に保安規定（ <u>炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。</u> ）で定められた数値を超える	① (略)	② (略)

<p>置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>			<p>原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>		
<p>③ (略)</p>	<p>② (略)</p>	<p>③&lt;原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)&gt; (略)</p> <p>(解説) 原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備、SA設備又は特定重大事故等対処施設に</p>	<p>③ (略)</p>	<p>② (略)</p>	<p>③&lt;原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)&gt; (略)</p> <p>(解説) 原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備又はSA設備により原子炉への注水がなさ</p>

		より原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。			れる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。
④ (略)	③ (略)	⑤ (略)	④ (略)	③ (略)	⑤ (略)
⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> (略)  (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、	④ (略)	⑥ (略)	⑤<電源供給機能の異常(その1:交流電源喪失)> (略)  (解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、	④ (略)	⑥ (略)

<p>警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供</p>			<p>警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>給される場合も本事業に該当する（以下この表において同じ。）。</p>					
	<p>⑤&lt;電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）&gt; (略)</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源（<u>重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するものを含む。</u>）が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」</p>	<p>⑦&lt;電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）&gt; (略)</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての<u>直流電源設備（重大事故等に対処するための負荷へ直接電力を供給するもの</u></p>		<p>⑤&lt;電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）&gt; (略)</p> <p>(解説) 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び<u>直流電源</u>が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電</p>	<p>⑦&lt;電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）&gt; (略)</p> <p>(解説) 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のECCSその他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての<u>直流電源設備</u>からの電気をいう。</p>

	とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。	を含む。)からの電気をいう。		源設備をいう。	
		⑧ (略)			⑧ (略)
⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)	⑨・⑩ (略)	⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)	⑨・⑩ (略)
<p>⑧&lt;原子炉制御室等に関する異常&gt;</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)</p> <p>(略)</p>	⑧ (略)	<p>⑪&lt;原子炉制御室等に関する異常&gt;</p> <p>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</p>	<p>⑧&lt;原子炉制御室等に関する異常&gt;</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された</p>	⑧ (略)	<p>⑪&lt;原子炉制御室等に関する異常&gt;</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>

		<p>(解説)  火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉を停止した後</u>に冷温停止状態を維持することができなくなり、<u>原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、<u>原子炉制御室及び緊急時制御室</u>からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	<p><u>室をいう。以下同じ。</u>)  からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>(解説)  (略)</p>		<p>(解説)  火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、<u>原子炉制御室</u>からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>
	⑪ (略)	④ (略)		⑪ (略)	④ (略)

⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)
⑨・⑩ (略)	⑨・⑩ (略)		⑨・⑩ (略)	⑨・⑩ (略)	
	<p>⑫&lt;原子炉格納容器 圧力逃がし装置の使 用&gt; (略)</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の 圧力を低下させるこ とにより、炉心の損傷 を防止することに成 功することが想定さ れるが、<u>原子炉格納容 器圧力逃がし装置(同 等の機能を有する設 備を含む。)</u>を使用す るという事象の重大 性に鑑み、施設敷地緊 急事態の判断基準と する。</p>			<p>⑫&lt;原子炉格納容器 圧力逃がし装置の使 用&gt; (略)</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の 圧力を低下させるこ とにより、炉心の損傷 を防止することに成 功することが想定さ れるが、<u>原子炉格納容 器圧力逃がし装置を 使用する</u>という事象 の重大性に鑑み、施設 敷地緊急事態の判断 基準とする。</p>	
	⑭ (略)	⑬ (略)		⑭ (略)	⑬ (略)
⑫—⑰ (略)	⑮ (略)	⑭ (略)	⑫—⑰ (略)	⑮ (略)	⑭ (略)



2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)
②～④ (略)	①～③ (略)	②・③・⑤ (略)
	④ (略)	⑥ (略)
		⑦ (略)
⑤・⑥ (略)	⑤・⑥ (略)	⑧・⑨ (略)
⑦ (略)	⑦ (略)	⑩<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
① (略)		① (略)
②～④ (略)	①～③ (略)	②・③・⑤ (略)
	④ (略)	⑥ (略)
		⑦ (略)
⑤・⑥ (略)	⑤・⑥ (略)	⑧・⑨ (略)
⑦ (略)	⑦ (略)	⑩<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは

		<p><u>表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる</u>こと。</p> <p>（解説） 火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉を停止した後冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、<u>全面緊急事態の判断基準とする</u>。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室か</p>			<p><u>使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること</u>。</p> <p>（解説） 火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉の安全な状態を確保できなくなる</u>ことから、<u>全面緊急事態の判断基準とする</u>。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安</p>
--	--	--	--	--	--

		らこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。			全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。
	⑩ (略)	④ (略)		⑩ (略)	④ (略)
⑩ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)	⑩ (略)	⑫ (略)	⑪ (略)
⑧・⑨ (略)	⑧・⑨ (略)		⑧・⑨ (略)	⑧・⑨ (略)	
	⑪ (略)			⑪ (略)	
	⑬ (略)	⑫ (略)		⑬ (略)	⑫ (略)
⑪-⑮ (略)	⑭ (略)	⑬ (略)	⑪-⑮ (略)	⑭ (略)	⑬ (略)
<p>3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>（解説） （略）</p>			<p>3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>（解説） （略）</p>		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL

		① (略)			① (略)
	① (略)	② (略)		① (略)	② (略)
	② (略)			② (略)	
① (略)	③ (略)	④ (略)		③ (略)	④ (略)
	④ (略)	⑤ (略)		④ (略)	⑤ (略)
		⑥ (略)			⑥ (略)
	⑤ (略)	⑦ (略)		⑤ (略)	⑦ (略)
② (略)	⑥ (略)	⑧ (略)		⑥ (略)	⑧ (略)
③ (略)	⑦ (略)	⑨<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。			⑨<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能

		<p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、<u>原子炉を停止した後冷温停止状態を維持することができなくなり</u>、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>			<p>が喪失すること。</p> <p>(解説)</p> <p>火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。</p>
--	--	---	--	--	---

		「冷温停止」とは、もんじゅにおいては、低温停止をいう。			
	⑩ (略)	③ (略)		⑩ (略)	③ (略)
⑥ (略)	⑪ (略)	⑩ (略)		⑥ (略)	⑩ (略)
④・⑤ (略)	⑧・⑨ (略)			④・⑤ (略)	⑧・⑨ (略)
	⑫ (略)	⑪ (略)			⑫ (略)
⑦—⑪ (略)	⑬ (略)	⑫ (略)		⑦—⑪ (略)	⑬ (略)
4. ～6. (略)			4. ～6. (略)		
7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの			7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL (沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL

		設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)			
① (略)	① (略)	① (略)	① (略)	① (略)	① (略)
	② (略)	② (略)		② (略)	② (略)
② (略)	③ (略)	③ (略)	②・③ (略)	③ (略)	③ (略)
③ (略)	④<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	④<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室)が使用できなくなる</u> こと、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室(沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室)に	③ (略)	④<原子炉制御室等に関する異常> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	④<原子炉制御室等に関する異常> <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、 <u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失</u> すること。

	<p>(解説) 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽</u>において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	<p><u>設置されたものに限る。)</u> <u>が使用できなくなる</u>こと。</p> <p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室が使用できない場合</u>において、同時に<u>原子炉制御室外操作盤室</u>(沸騰水型軽水炉にあっては<u>原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室</u>)が使用できなくなることにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合は、<u>原子炉制御室</u>(沸騰水型軽水炉にあっては<u>原子炉制御室及び緊急時制御室</u>)からこれらを監視する機能の全てが喪失すること</p>		<p>(解説) 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽</u>において異常が発生した場合は、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とす</p>	<p>(解説) 火災等により<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなることにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p><u>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合は、<u>原子炉制御室</u>からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とす</p>
--	--	---	--	---	---



		によって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。		る。	
④・⑤ (略)	⑤・⑥ (略)		④・⑤ (略)	⑤・⑥ (略)	
	⑦ (略)	⑤ (略)		⑦ (略)	⑤ (略)
⑥—⑪ (略)	⑧ (略)	⑥ (略)	⑥—⑪ (略)	⑧ (略)	⑥ (略)
8.・9. (略)			8.・9. (略)		

①近畿大学原子力研究所のEAL

令和2年9月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報		
EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)		
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01 敷地境界の放射線量上昇	GE01 敷地境界の放射線量上昇	
	02	—	SE02 放射性物質通常経路放出	GE02 放射性物質通常経路放出	
	03	—	—	—	
	04	—	SE04 火災爆発等による放射性物質放出	GE04 火災爆発等による放射性物質放出	
	05	—	—	—	
	06	—	—	—	
	止める	AL1	非常停止が必要な場合において、制御棒を挿入できず、出力低下が確認できない	SE1 非常停止が必要な場合において、独立中中性子吸収材を挿入できず、出力低下が確認できない	【該当なし】「原子炉停止機能喪失」かつ「原子炉冷却能力の喪失」 【該当なし】原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）
—		【該当なし】原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	【該当なし】原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	【該当なし】原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	
冷やす	—	【該当なし】停止中の原子炉に関する異常	【該当なし】停止中の原子炉に関する異常	【該当なし】停止中の原子炉に関する異常	
	—	—	【該当なし】原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）	—	
閉じ込める	41	—	—	—	
	42	—	—	GE42 障壁の喪失（炉心損傷の検出）	
	43	—	—	—	
その他脅威	51	AL51 原子炉制御室の操作、監視機能の喪失のおそれ	SE51 原子炉制御室の操作、監視機能の喪失	【該当なし】原子炉制御室の操作監視機能の喪失	
	52	AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	—	
	53	AL53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—	
	54	—	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE54 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE54 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	55	—	—	—	
	56	—	SE56 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	GE56 施設内（原子炉外）での臨界事故	
事業所外運搬	—	—	XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	



令和5年3月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報		
EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)		
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01 敷地境界の放射線量上昇	GE01 敷地境界の放射線量上昇	
	02	—	SE02 放射性物質通常経路放出	GE02 放射性物質通常経路放出	
	03	—	—	—	
	04	—	SE04 火災爆発等による放射性物質放出	GE04 火災爆発等による放射性物質放出	
	05	—	—	—	
	06	—	—	—	
	止める	—	—	—	—
—		—	—	—	
冷やす	—	—	—	—	
	—	—	—	—	
	—	—	—	—	
閉じ込める	41	—	—	—	
	42	—	—	—	
	43	—	—	—	
その他脅威	51	—	—	—	
	52	—	—	—	
	53	—	—	—	
	54	—	—	—	
	55	—	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	—	SE56 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	GE56 施設内（原子炉外）での臨界事故	
事業所外運搬	—	—	XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	

※： 表中の「緑色のハッチング」は、通報規則等で定められた通報事象であることを示す。

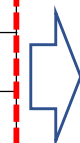
## ②日本原子力研究開発機構原子力科学研究所NSRRのEAL

令和2年8月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報	
	警戒事態 (AL)		施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	-	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出
	05	-	SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出
	06	-	SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	-	SE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	GE11 原子炉停止機能及び冷却機能の喪失
	12	-	SE22 原子炉冷却機能の喪失	
冷やす	21	-		
	22	-		
閉じ込める	41	-		
	42	-		
	43	-		
	44	-		
その他脅威	51	-	SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	
	52	AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	
	53	-		
	54	-		
	55	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-		
事業所外運搬	-	-	XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の上昇
	-	-	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい

令和5年6月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報	
	警戒事態 (AL)		施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	-	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出
	05	-	SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出
	06	-	SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	-	SE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	GE11 原子炉停止機能及び冷却機能の喪失
	12	-	SE22 原子炉冷却機能の喪失	
冷やす	21	-		
	22	-		
閉じ込める	41	-		
	42	-		
	43	-		
	44	-		
その他脅威	51	-	SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	
	52	AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	
	53	-		
	54	-		
	55	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-		
事業所外運搬	-	-	XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の上昇
	-	-	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい



※：表中の「緑色のハッチング」は、通報規則等で定められた通報事象であることを示す。

※：表中の「黄色網掛け」は、今回の修正箇所であることを示す。

### ③京都大学複合原子力科学研究所KUCAのEAL

令和3年3月届出原子力事業者防災業務計画

様式 EAL区分	警戒事態該当連絡		10条通報	
	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)	
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	—
	04	—	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	—	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	—	SE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	—	—	—
冷やす	21	—	—	—
	28	—	—	—
閉じ込める	41	—	—	—
	42	—	—	GE42 障壁の喪失(炉心損傷の検出)
	43	—	—	—
	44	—	—	—
その他脅威	51	—	—	—
	52	—	—	—
	53	—	—	—
	54	—	—	—
	55	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の屋内退避を開始する必要がある事象発生
	56	—	—	—
事業所外運搬	—	—	XSE61 事業所外運搬放射線量異常	XGE61 事業所外運搬放射線量異常
	—	—	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい

※：表中の「緑色のハッチング」は、通報規則等で定められた通報事象であることを示す。

令和4年10月届出原子力事業者防災業務計画

様式 EAL区分	警戒事態該当連絡		10条通報	
	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)	
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	—
	04	—	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	—	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	—	SE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	—	—	—
冷やす	21	—	—	—
	28	—	—	—
閉じ込める	41	—	—	—
	42	—	—	GE42 障壁の喪失(炉心損傷の検出)
	43	—	—	—
	44	—	—	—
その他脅威	51	—	—	—
	52	—	—	—
	53	—	—	—
	54	—	—	—
	55	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の屋内退避を開始する必要がある事象発生
	56	—	—	—
事業所外運搬	—	—	XSE61 事業所外運搬放射線量異常	XGE61 事業所外運搬放射線量異常
	—	—	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい

※：表中の「黄色網掛け」は、今回の修正箇所であることを示す。

#### ④東京大学大学院工学系研究科原子力専攻のEAL

令和3年10月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報	
	EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	-	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	-	SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	-	-	-
止める	11	-	-	-
冷やす	21	-	-	-
	28	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-
	42	-	-	-
	43	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-
	52	-	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	-
	53	-	-	-
	54	-	-	-
	55	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
56	-	-	-	
事業所外運搬	-	-	XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇
	-	-	XSE62 事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

※：表中の「緑色のハッチング」は、通報規則等で定められた通報事象であることを示す。

令和5年4月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報	
	EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	-	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	-	SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	-	-	-
止める	11	-	-	-
冷やす	21	-	-	-
	28	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-
	42	-	-	-
	43	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-
	52	-	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	-
	53	-	-	-
	54	-	-	-
	55	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
56	-	-	-	
事業所外運搬	-	-	XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇
	-	-	XSE62 事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

※：表中の「黄色網掛け」は、今回の修正箇所であることを示す。

# ⑤日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（使用施設、埋設施設）のEAL

令和2年8月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報				
	警戒事態 (AL)		施設敷地緊急事態 (SE)		全面緊急事態 (GE)		
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	
	05	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
	06	-	SE06	施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外) での臨界事故	
止める	11	-	-	-	-	-	
	28	-	-	-	-	-	
冷やす	41	-	-	-	-	-	
	42	-	-	-	-	-	
	43	-	-	-	-	-	
閉じ込める	51	-	-	-	-	-	
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	-	
	53	-	-	-	-	-	
	54	-	-	-	-	-	
	55	-	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	
事業所外運搬	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	
	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	



令和5年6月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報				
	警戒事態 (AL)		施設敷地緊急事態 (SE)		全面緊急事態 (GE)		
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	
	05	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
	06	-	SE06	施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外) での臨界事故	
止める	11	-	-	-	-	-	
	28	-	-	-	-	-	
冷やす	41	-	-	-	-	-	
	42	-	-	-	-	-	
	43	-	-	-	-	-	
閉じ込める	51	-	-	-	-	-	
	52	-	-	-	-	-	
	53	-	-	-	-	-	
	54	-	-	-	-	-	
	55	-	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	
事業所外運搬	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	
	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	

※： 表中の「緑色のハッチング」は、通報規則等で定められた通報事象であることを示す。

※： 表中の「黄色網掛け」は、今回の修正箇所であることを示す。

# ⑥日本原子力研究開発機構大洗研究所（使用施設、廃棄物管理施設）のEAL

令和2年8月届出原子力事業者防災業務計画

令和5年5月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報				
	EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)		全面緊急事態 (GE)		
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	
	05	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
	06	-	SE06	施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外) での臨界事故	
止める	11	-	-	-	-	-	
	28	-	-	-	-	-	
冷やす	41	-	-	-	-	-	
	42	-	-	-	-	-	
	43	-	-	-	-	-	
閉じ込める	51	-	-	-	-	-	
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	-	
	53	-	-	-	-	-	
	54	-	-	-	-	-	
	55	-	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	
その他脅威	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	
	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	

様式	警戒事態該当連絡		10条通報				
	EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)		全面緊急事態 (GE)		
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	
	05	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
	06	-	SE06	施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外) での臨界事故	
止める	11	-	-	-	-	-	
	28	-	-	-	-	-	
冷やす	41	-	-	-	-	-	
	42	-	-	-	-	-	
	43	-	-	-	-	-	
閉じ込める	51	-	-	-	-	-	
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	-	
	53	-	-	-	-	-	
	54	-	-	-	-	-	
	55	-	(原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	
その他脅威	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	
	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	



-103-

※： 表中の「緑色のハッチング」は、通報規則等で定められた通報事象であることを示す。

※： 表中の「黄色網掛け」は、今回の修正箇所であることを示す。



# ⑦日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅのEAL

令和4年4月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報		
	EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)	
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	-	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	-	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	-	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	
	05	-	SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
	06	-	SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	-	-	GE11 【適用外】原子炉停止の失敗又は停止確認不能	
冷やす	21	-	SE21 【適用外】原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置作動	-	
	23	-	SE23 【適用外】残留熱除去機能の喪失	GE23 【適用外】全ての冷却機能の喪失	
	26	AL26 【適用外】全交流電源喪失のおそれ	SE26 【適用外】全交流電源の5分間以上喪失	GE26 【適用外】全交流電源の30分間以上喪失	
	27	-	SE27 直流電源の部分喪失	GE27 直流電源の5分間以上喪失	
	28	-	-	GE28 【適用外】炉心損傷の検出	
	29	AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失のおそれ	SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	
	30	AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	
	閉じ込める	41	-	SE41 【適用外】格納容器健全性喪失のおそれ	GE41 【適用外】格納容器圧力の異常上昇
		42	AL42 【適用外】単一障壁の喪失又は喪失の可能性	SE42 【適用外】2つの障壁の喪失または喪失の可能性	GE42 【適用外】2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失の可能性
	その他脅威	51	AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
52		AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	-	
53		AL53 重用区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	
55		- (原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	
事業所外運搬	-	-	XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	
	-	-	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	

令和4年12月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報		
	EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)	
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	-	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	-	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	-	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	
	05	-	SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
	06	-	SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	-	-	-	
冷やす	21	-	-	-	
	23	-	-	-	
	26	-	-	-	
	27	-	==	==	
	28	-	-	==	
	29	==	==	==	
	30	AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	
	閉じ込める	41	-	==	==
		42	==	==	==
	その他脅威	51	==	==	==
52		AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	-	
53		AL53 重用区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	
55		- (原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	
事業所外運搬	-	-	XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	
	-	-	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	



※：表中の「緑色のハッチング」は、通報規則等で定められた通報事象であることを示す。

※：表中の「黄色網掛け」は、今回の修正箇所であることを示す。



# ⑧日本原子力研究開発機構大洗研究所 JMTR の EAL

令和4年4月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報	
	EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出
	05	—	SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出
	06	—	SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06 施設内(原子炉外) での臨界事故
止める	11	—	SE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能	GE11 停止機能及び冷却機能の喪失
冷やす	21	AL21 原子炉冷却材の漏えい	SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置作動	—
	22	—	SE22 原子炉冷却材漏えい時における非常用冷却装置による注水不能	—
	25	AL25 全交流電源喪失	—	—
	27	—	—	—
	28	—	—	GE28 炉心損傷のおそれ
	29	AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
	41	—	—	—
	42	AL42 単一障壁の喪失	SE42 2つの障壁の喪失	GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失
	その他脅威	51	AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51 原子炉制御室機能喪失・警報喪失
52		AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	—
53		AL53 重用区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失	SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	—
55		— (原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
事業所外運搬		—	XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の上昇
—	—	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	



令和5年5月届出原子力事業者防災業務計画

様式	警戒事態該当連絡		10条通報	
	EAL区分	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE)
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出
	05	—	SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出
	06	—	SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06 施設内(原子炉外) での臨界事故
止める	11	—	SE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能	GE11 停止機能及び冷却機能の喪失
冷やす	21	AL21 原子炉冷却材の漏えい	SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置作動	—
	22	—	SE22 原子炉冷却材漏えい時における非常用冷却装置による注水不能	—
	25	AL25 全交流電源喪失	—	—
	27	—	—	—
	28	—	—	GE28 炉心損傷のおそれ
	29	AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
	41	—	—	—
	42	AL42 単一障壁の喪失	SE42 2つの障壁の喪失	GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失
	その他脅威	51	AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51 原子炉制御室機能喪失・警報喪失
52		AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	—
53		AL53 重用区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失	SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	—
55		— (原子力規制委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等)	SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
事業所外運搬		—	XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の上昇
—	—	XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	

※： 表中の「緑色のハッチング」は、通報規則等で定められた通報事象であることを示す。

※： 表中の「黄色網掛け」は、今回の修正箇所であることを示す。

## 緊急時対応レベル（EAL）の見直しについて（案）

令和5年3月20日

原子力規制庁

緊急事案対策室

### 1. 概要

第9回から第11回の緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合において、以下の3ステップのうち、ステップ1、2まで検討を行った。ステップ3では、ステップ1及び2を踏まえ、事故進展に応じたプラントの状態から、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の具体的なEAL判断基準を検討する。

ステップ1 事故進展の整理

ステップ2 事故時の対応手順の整理

ステップ3 EAL判断基準の検討

### 2. EAL判断基準の検討

各EALの記載について、原子力災害対策指針、関連規則類及び原子力事業者防災業務計画の改正方針を整理した。

#### (1) 改正の範囲

今回の検討では、現在のEALの枠組みに基づき、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）の審査の実績がある沸騰水型軽水炉（BWR）を対象とし、以下について改正することとしたい。

①原子力災害対策指針（以下「指針」という。）

②原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。）

③原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第1707052号。以下「解説内規」という。）

なお、原子力事業者においては、原子力事業者防災業務計画（以下「業務計画」という。）の改正が必要となる。

#### (2) 改正の方向性

これまでの検討のステップ1及び2の結果を踏まえ、①指針、②通報規則、③解説内規及び④業務計画について、それぞれの改正の方向性を以下の通り整理した。

各 EAL の改正の方向性

	事故時の対応手順等の検討結果	改正の方向性			
		①指針	②通報規則	③解説内規	④業務計画
1	<p><b>EAL11 原子炉停止機能の異常</b></p> <p>AL: 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>原子炉制御室から特重施設である緊急時制御室へ原子炉停止を指示した後に緊急時制御室にて停止操作するのは時間遅れがあることから、即応性が求められる本 AL の判断にはなじまないため、EAL 判断基準に追加しない。</p>	AL	<p>改正不要</p> <p>(特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設及び自主対策設備(以下「特重施設等」という。)を考慮しない)</p>		
	<p>GE: 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、または停止したことを確認することができないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>緊急時制御室からのすみやかな原子炉停止が可能なることから、EAL 判断基準に追加する。</p>	GE	<p>改正不要</p> <p>(指針の「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと」に緊急時制御室からの原子炉停止操作が含まれる。)</p>	<p><b>特重施設等考慮</b></p> <p>左記の解釈を明文化する。</p>	
2	<p><b>EAL21 原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)</b></p> <p>AL: 原子炉の運転中に保安規定(炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生することを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設等による炉心注水は、大規模な原子炉冷却材の漏えい時に炉心の損傷を防止できる性能がないことから、EAL 判断基準に追加しない。</p> <p>SE: 原子炉の運転中に非常用炉心装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原</p>	AL	<p>改正不要</p> <p>(特重施設等を考慮しない)</p>		

事故時の対応手順等の検討結果	改正の方向性			
	①指針	②通報規則	③解説内規	④業務計画
<p>子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設等による炉心注水は、大規模な原子炉冷却材の漏えい時に炉心の損傷を防止できる性能がないことから、EAL 判断基準に追加しない。</p> <p>なお、中小規模の原子炉冷却材の漏えい時は特重施設等により一定時間炉心注水が可能であり、炉心の損傷を一時的に遅延することができるが、原子炉冷却材の漏えい事象発生時に運転員等が直ちに漏えいの規模を判断することが困難であることから、大規模な原子炉冷却材の漏えい時と同様の扱いとする。</p> <p>SE</p> <p>GE: 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設等による炉心注水は、大規模な原子炉冷却材の漏えい時に炉心の損傷を防止できる性能がないことから、EAL 判断基準に追加しない。</p> <p>GE</p> <p>なお、中小規模の原子炉冷却材の漏えい時は特重施設等により一定時間炉心注水が可能であり、炉心の損傷を一時的に遅延することができるが、原子炉冷却材の漏えい事象発生時に運転員等が直ちに漏えいの規模を判断することが困難であることから、大規模な原子炉冷却材の漏えい時と同様の扱いとする。</p>				
<p>3 EAL22 原子炉冷却機能の異常</p> <p>AL: 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>「原子炉への全ての給水機能が喪失」とは、常用の給復水系に係る設備により注水できないことをいうため、特重施設等は EAL 判断基準に追加しない。</p> <p>AL</p>				改正不要 (特重施設等を考慮しない)

事故時の対応手順等の検討結果	改正の方向性			
	①指針	②通報規則	③解説内規	④業務計画
<p>SE: 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>当該原子炉へ高圧で注水するものが対象のため、特重施設等は EAL 判断基準に追加しない。</p>	SE			
<p>GE: 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設等による炉心注水により炉心損傷防止が可能であるため、EAL 判断基準に追加する。</p>	GE	改正不要 (指針の「全ての非常用炉心冷却装置等」に特重施設等が含まれると解釈する。)	特重施設考慮 左記の解釈を明文化する。	
<p>4 EAL23 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）</p> <p>AL: 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>仮に特重施設等の残留熱除去機能により回避可能であっても、パラメータベースで GE に至るため、EAL 判断基準に追加しない。</p> <p>SE: 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>仮に特重施設等の残留熱除去機能により回避可能であっても、パラメータベースで GE に至るため、EAL 判断基準に追加しない。</p> <p>GE: 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設等による残留熱除去機能を用いてもサプレッションプール水の平均温度は 100℃に到達し「原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失」を回避できないため、EAL 判断基準に追加しない。</p>			改正不要 (特重施設等による GE 回避不可)	

	事故時の対応手順等の検討結果	改正の方向性			
		①指針	②通報規則	③解説内規	④業務計画
5	<p><b>EAL25 電源供給機能の異常（交流電源喪失）</b>  AL: 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続することを EAL 判断基準としている。  特重施設等で炉心損傷を回避できることから非常用交流母線の対象に高圧母線（特重）を追加することが可能であるため、EAL 判断基準に追加する。  SE, GE: 非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止した時点からの経過時間に基づく EAL 判断基準となっていることから追加の必要は無い。</p>	AL	改正不要 (指針の「非常用交流母線」に特重施設等が含まれると解釈する。)	特重施設考慮 左記の解釈を明文化する。	
6	<p><b>EAL27 電源供給機能の異常（直流電源喪失）</b>  SE: 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続することを EAL 判断基準としている。  蓄電池（3系統目）等は事故時に必要な負荷へ供給可能なことから、非常用直流母線へ供給可能な直流電源として蓄電池（3系統目）等の重大事故等対処施設を考慮することが可能であるため、EAL 判断基準に追加する。  GE: 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続することを EAL 判断基準としている。  蓄電池（3系統目）等は事故時に必要な負荷へ供給可能なことから、非常用直流母線へ供給可能な直流電源として蓄電池（3系統目）等の重大事故等対処施設を考慮することが可能であるため、EAL 判断基準に追加する。</p>	AL	改正不要 (指針の「非常用直流母線」に SA 施設が含まれると解釈する。)	SA 施設考慮 (蓄電池（3系統目）等を追加する) 柏崎刈羽原子力発電所のように「非常用直流母線」を経由せずに負荷に供給する電源も含めるよう修正する。	
7	<p><b>EAL29 停止中の原子炉に関する異常</b>  AL: 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下することを EAL 判断基準としている。  パラメータ(水位)を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。  SE: 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心</p>		改正不要 (特重施設等を考慮しない)		



	事故時の対応手順等の検討結果	改正の方向性			
		①指針	②通報規則	③解説内規	④業務計画
	<p>冷却装置による注水ができないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設等により炉心露出を回避できないことから、EAL 判断基準に追加しない</p> <p>GE: 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設等により炉心露出を回避できないことから、EAL 判断基準に追加しない</p>				
8	<p><u>EAL30 使用済燃料貯蔵槽に関する異常</u></p> <p>AL: 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下することを EAL 判断基準としている。</p> <p>パラメータ(水位)を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。</p> <p>SE: 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>パラメータ(水位)を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。</p> <p>GE: 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないことを EAL 判断基準としている。</p> <p>パラメータ(水位)を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。</p>				改正不要 (パラメータで判断)
9	<p><u>EAL41 原子炉格納容器機能の異常</u></p> <p>SE: 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えることを EAL 判断基準としている。</p> <p>パラメータ(圧力、温度)を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。</p> <p>GE: 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達することを EAL 判断基準とし</p>	AL	SE	GE	改正不要 (パラメータで判断)

	事故時の対応手順等の検討結果	改正の方向性			
		①指針	②通報規則	③解説内規	④業務計画
	<p>ている。</p> <p>パラメータ（圧力、温度）を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。</p>				
10	<p><b>EAL42 障壁の喪失</b></p> <p>AL: 燃料被覆管若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>パラメータ（原子炉水位等）を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。</p> <p>SE: 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>パラメータ（原子炉水位等）を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。</p> <p>GE: 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあることを EAL 判断基準としている。</p> <p>パラメータ（原子炉水位等）を踏まえた EAL 判断基準となっていることから、追加の必要はない。</p>	AL			改正不要 (パラメータで判断)
11	<p><b>EAL43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</b></p> <p>SE: 原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用することを EAL 判断基準としている。</p> <p>耐圧強化ベント系等は格納容器圧力逃がし装置と同等以上の効果を有する措置を行うための設備であるため、EAL 判断基準に追加する。</p>	AL			
		SE	改正不要 (指針の「原子炉格納容器圧力逃がし装置」に耐圧強化ベント系等が含まれると解釈する。)	SA 施設考慮 左記の解釈を明文化する。	
		GE			



	事故時の対応手順等の検討結果	改正の方向性			
		①指針	②通報規則	③解説内規	④業務計画
12	<p><b>EAL51 原子炉制御室等に関する異常</b></p> <p>AL: 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じることを EAL 判断基準としている。</p> <p>中央制御室又は原子炉制御室操作盤から原子炉の運転や制御が可能のため、特重施設である緊急時制御室は EAL 判断基準に追加しない。</p> <p>SE: 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>中央制御室又は原子炉制御室操作盤から原子炉の運転や制御が可能のため、特重施設である緊急時制御室は EAL 判断基準に追加しない。</p> <p>GE: 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設である緊急時制御室から原子炉の停止が可能であり、原子炉制御室外操作盤室における冷温停止状態の維持機能と組み合わせることが可能であること、また、緊急時制御室から原子炉施設の状態を監視できることから、EAL 判断基準に追加する。</p>	AL			
					改正不要 (特重施設等を考慮しない)
		SE			
		GE			<b>特重施設考慮</b> (特重施設である緊急時制御室を追加する)

	事故時の対応手順等の検討結果	改正の方向性				
		①指針	②通報規則	③解説内規	④業務計画	
13	<p><b>EAL52 事業所内通信設備又は外部への通信設備</b></p> <p>AL (SE): 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部 (SE: 全て) の機能が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>特重施設の通信設備は所内外へ連絡可能であることから、所内外へ連絡可能な通信設備の一つとして整理することとし、EAL 判断基準に追加する。</p> <p>ただし、特重施設の要員と通信設備が限られていることを鑑み、事業者が具体的な EAL 判断基準を策定する際に、必要な通信機能が確保され適切な連絡が行えることを個別に確認する。なお、自主対策設備の通信設備は既に EAL 判断基準に含まれている。</p>	AL	改正不要 (特重施設等が含まれる)			特重施設考慮 (通信について具体的な規定があり、特重施設を追加)
		SE				
		GE				
14	<p><b>EAL53 火災又は溢水の発生</b></p> <p>AL: 重要区域<sup>1</sup>において、火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器 (以下「安全機器等」という。) の機能の一部が喪失するおそれがあることを EAL 判断基準としている。</p> <p>炉心損傷の回避が可能な特重施設等について、「安全機器等」に該当すると解釈し EAL 判断基準に追加する。</p> <p>SE: 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失することを EAL 判断基準としている。</p> <p>炉心損傷の回避が可能な特重施設等について、「安全機器等」に該当すると解釈し EAL 判断基準に追加する。</p>	AL	改正不要 (指針の「安全機器等」に特重施設等が含まれると解釈する。)			特重施設考慮 安全機器等に炉心損傷回避可能な重大事故等対処施設 (SA 設備) 及び特重施設を追加する。
		SE				
		GE				

<sup>1</sup> 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 (平成二十四年文部科学省・経済産業省令第四号) 第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。

### 3. 今後のスケジュール（案）

次回4月に指針等の具体的な改正案について会合で議論し、会合で合意を得られた場合、以下の日程で進めることとする。

令和5年5月頃	本会合の結果の報告及び指針等の改正案について原子力規制委員会に諮る
令和5年7月頃	パブリックコメントの結果について原子力規制委員会に諮る 指針等の公布及び施行

この間の、指針等の施行から原子力事業者防災業務計画の修正までの間の通報の運用については、

- ①特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えて、指針等は公布とほぼ同時に施行することとしたい。
- ②原子力事業者は、指針等の改正を踏まえ原子力事業者防災業務計画の修正を検討し、修正が必要な場合は所定の手続きを行い修正の届出をする。
- ③修正が必要な原子力事業者において、施行から届出までの間の運用（施行日以降において見直したEALを用いた通報の運用）について、協議中の都道府県知事及び市町村長と調整した結果を含め、文書での提出を依頼する。

以上

# 緊急時活動レベル（EAL）とは

原子力施設がどの程度の状態（緊急事態区分）であるかを判断するため、あらかじめ設定した原子力施設や自然災害の状況（レベル）

- \* 原子力施設の設備の損傷状態
- \* 放射性物質の閉じ込め機能の状態
- \* 地震等の発生による原子力施設の状況 など

原子力施設における緊急事態の初期の段階において、避難等の防護措置を予防的に実施するために、原子力施設の状況に応じた3段階を緊急事態区分として設定

緊急事態区分	AL (Alert)	SE (Site area Emergency)	GE (General Emergency)
具体的な緊急活動レベル (EAL)	<p>原子力施設の安全を確保する設備*に影響を与える次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 所在市町村で震度6弱以上の地震</li> <li>➢ 全交流電源の喪失</li> <li>➢ 燃料の残留熱を除去する機能が一部喪失</li> </ul> <p>など</p>	<p>様々な種類の原子力施設の安全を確保する設備*のうち、その一部がバックアップを含めて失われる次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全交流電源の喪失が30分以上継続</li> <li>➢ 燃料の残留熱を除去する機能が喪失</li> </ul> <p>など</p>	<p>「止める」「冷やす」「閉じ込める」が一部又は全部機能せず、放射性物質が放出される可能性が高くなる次のような場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全交流電源の喪失が1時間以上継続</li> <li>➢ 燃料の残留熱を除去する機能が喪失しているときに、格納容器の圧力上昇を止められない状況</li> </ul> <p>など</p>
緊急事態区分の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力施設の安全を確保する設備*に不具合・トラブルが発生するおそれがあり、この時点において、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではない状況</li> <li>• 要支援者の避難準備などの防護措置の準備を開始する段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力施設の安全を確保する設備*に不具合・トラブルがあり、そのまま放置すると公衆に対する放射線による影響が懸念される状況</li> <li>• 原子力施設の周辺地域における要支援者避難や一般住民の予防的な防護措置の準備を開始する必要がある段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が非常に高い状況</li> <li>• 放射線の影響によるリスクを回避・低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</li> </ul>

\*「原子力施設の安全を確保する設備」は主として「止める」「冷やす」「閉じ込める」役割を持つもので構成されている。

# 緊急事態区分と防護措置の関係

	緊急事態区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
区分	EALの例	AL (Alert) ● 所在市町村で震度6弱以上の地震 など	SE (Site area Emergency) ● 全交流電源の喪失が30分以上継続 など	GE (General Emergency) ● 全交流電源の喪失が1時間以上継続 など
防護措置	※ PAZ (Precautionary Action Zone) 原子力発電所からおおむね5km	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の <b>避難準備</b> （避難先、輸送手段の確保）	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の <b>避難</b> ■ そのほかの方の <b>避難準備</b> ■ 安定ヨウ素剤の <b>服用準備</b> （配布等）	■ そのほかの方の <b>避難</b> ■ 安定ヨウ素剤の <b>服用</b>
	※ UPZ (Urgent Protection action planning Zone) 原子力発電所からおおむね5～30km		■ 住民の方の <b>屋内退避準備</b>	■ 住民の方の <b>屋内退避</b> ■ 避難や一時移転などの準備 ■ 安定ヨウ素剤の <b>服用準備</b>
	※ UPZ外 原子力発電所からおおむね30km～	■ 避難準備への協力	■ 施設敷地緊急事態に避難が必要な方の <b>避難</b> の受入れ ■ 避難準備への協力	■ <b>避難</b> の受入れ ■ 避難や一時移転などの準備への協力

# 新規制基準に適合した原子力発電所におけるEAL

凡例： B BWRプラント特有の事象

P PWRプラント特有の事象

EAL区分	警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)			
放射性物質放出 放射線量	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能	
冷やす	B	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	B	22	AL22	原子炉給水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失
	B	23	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
	P	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分間以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失	
	27	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	
	28	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出	
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(新基準炉)	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(新基準炉)	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(新基準炉)	
	31	—	—	—	—	—	—	
閉じ込める	41	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇	
	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性	
	43	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—	
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—	
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—	
	55	—	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	
事業所外運搬	—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	